

第7章

こどもみらい課

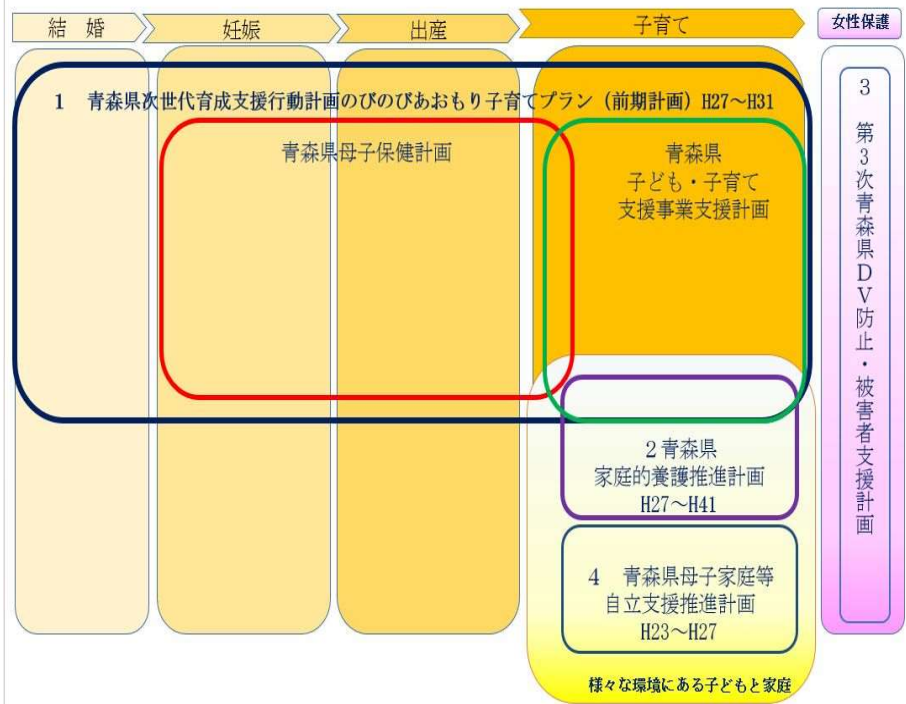
事業概要

第1節 こどもみらい課策定計画

こどもみらい課策定計画の位置付け

結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を推進するとともに、社会的養護及びひとり親家庭等様々な環境にある子どもや家庭への支援及び女性保護を推進する各種計画を4本策定している。

- **青森県次世代育成支援行動計画のびのびあおもり子育てプラン(前期計画)**
※青森県母子保健計画及び青森県子ども・子育て支援事業支援計画と一体的に策定
計画期間：H27～H31
- **青森県家庭的養護推進計画**
計画期間：H27～H41
- **第3次青森県DV防止・被害者支援計画**
計画期間：H26～H30
- **青森県母子家庭等自立支援推進計画**
計画期間：H23～H27



1 青森県次世代育成支援行動計画「のびのびあおもり子育てプラン」(前期計画)

(1) 概要

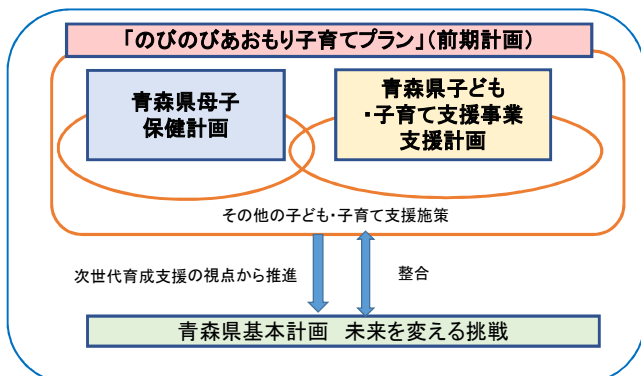
① 計画策定の趣旨

- 県では、少子化の流れを変えるため「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年2月に「わくわくあおもり子育てプラン」(前期計画)を、平成22年2月に同(後期計画)を策定し、社会全体で次代を担う子どもが健やかに生まれ育つことを総合的・包括的に支援するための様々な取組を行ってきた。
- 国において「少子化危機突破のための緊急対策」が決定されたこと、また引き続き集中的・計画的な対策の推進・強化を図るために、同法の有効期限を10年間延長する等の買うせいが行われたことを踏まえ、本計画を平成27年3月に策定した。

② 計画期間

- 平成27年度～平成31年度(5年間)
- 改正次世代育成支援対策推進法では、平成27年度を初年度とし、平成36年度を最終年度とする10か年計画を立てることとしており、本計画は、平成27年度から前期5か年を第1期とする前期計画として定めたもので、平成31年度に見直し、平成32年度からの後期5か年を第2期とする後期計画として定めるものである。

③ 計画の位置付け



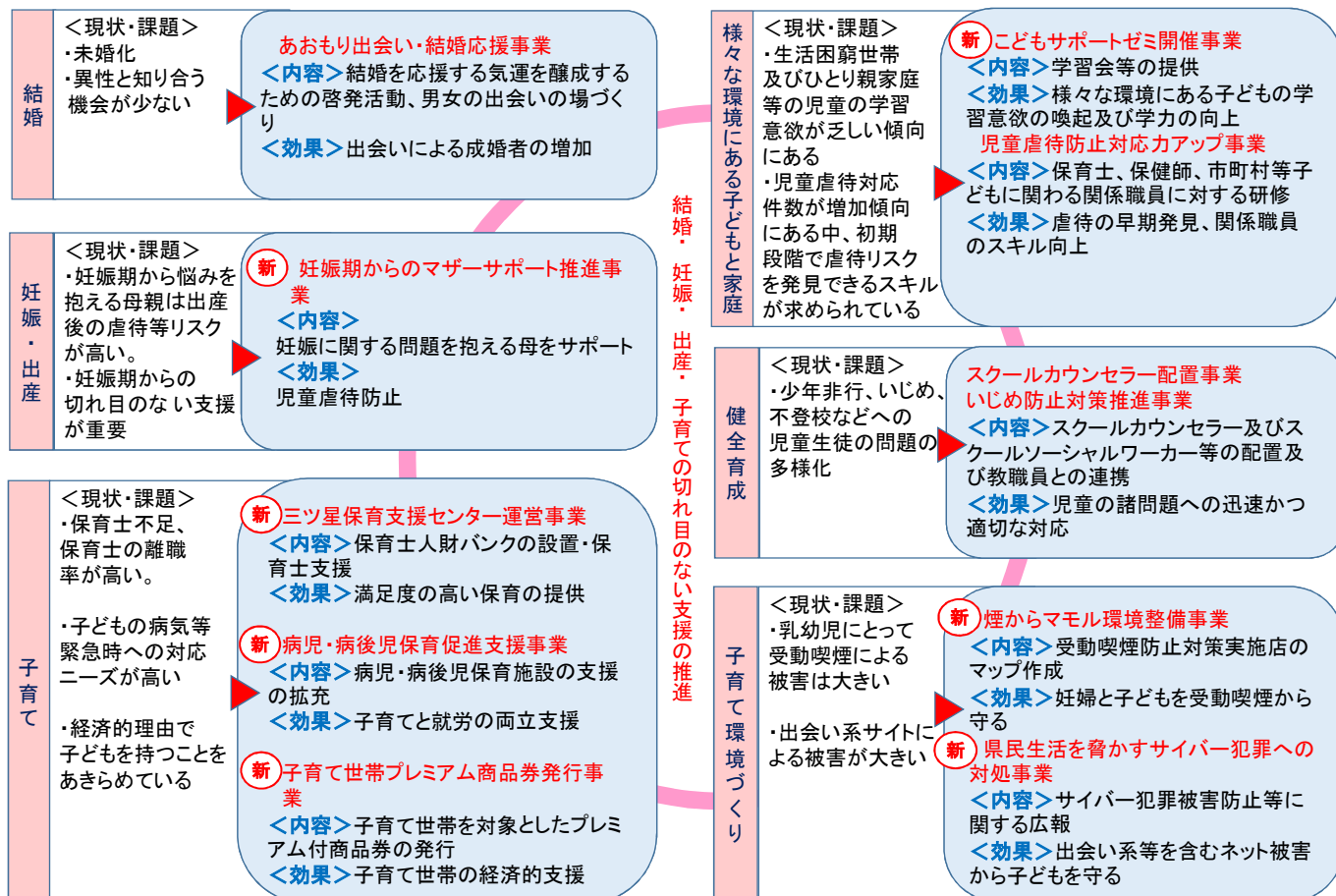
④ 計画の進行管理

- 子育てに関する多くの分野と連携を図りながらプランを推進する。
青森県子ども・子育て支援推進会議(庁外) ↔ 連携 ↔ 青森県子ども・子育て支援推進本部(庁内)
- プランの実施状況を毎年度、把握・点検・評価し、効果的な 予算編成や事業実施につなげるPDCAサイクルにより進行管理を行う。

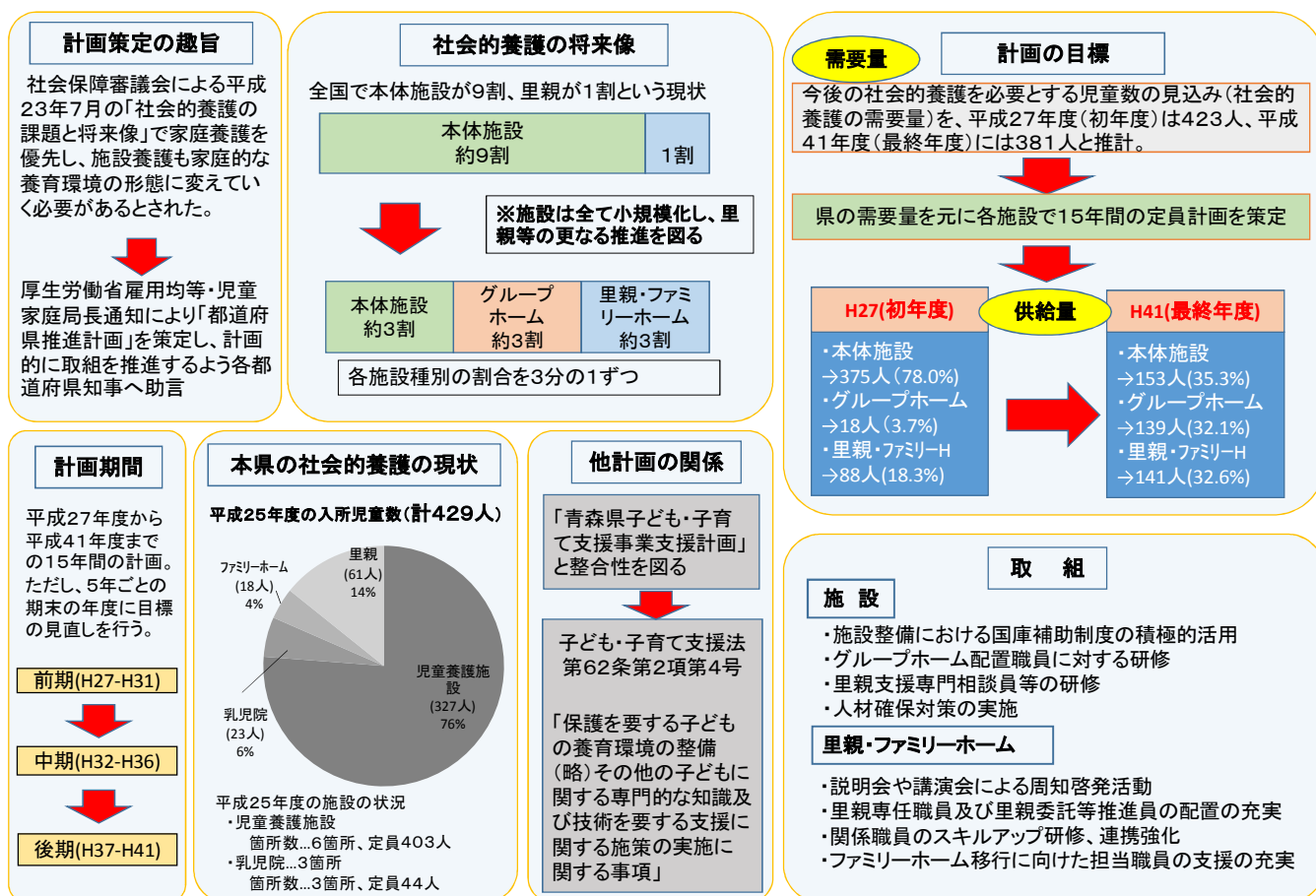
(2) 計画がめざすもの

基本理念	子どもとともに、親とともに、地域とともに育ち合い、一人ひとりが安心と幸せを実感し、 結婚・妊娠・出産・子育て に希望と喜びを持てるふるさと青森県をめざします
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ■ あたたかい家庭、ふれあいのある地域の中で、子どもが心豊かに健やかに育つ青森県 ■ 社会全体で、結婚・妊娠・出産・子育てを支え合い、安心して子どもを産み育てられる青森県 ■ 県民一人ひとりがお互いを大切にし、男女が共に子育てを楽しめる青森県
施策の基本方針	結婚 新 <p>1 結婚の望みをかなえるために —社会全体で結婚したい男女を応援します— 結婚した男女の希望をかなえるため、社会全体で結婚を支援する施策に取り組みます。</p>
	妊娠 出産 拡充 <p>2 安心して子どもを産むために —妊娠・出産を支援します— 妊娠、出産に至る保健・医療・福祉施策に取り組みます。</p>
	子育て 拡充 <p>3 安心して子どもを育てるために —社会全体で子育て支援を推進します— 家庭や地域での子育てを支援する施策に取り組みます。</p>
	様々な環境にある子どもと家庭 拡充 <p>4 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように —様々な環境にある子どもや家庭を支援します— 児童虐待を社会全体で予防するとともに、障害のある子ども、社会的養護を必要とする子どもやひとり親家庭等様々な環境にある子どもの自立に向けて総合的に支援します。</p>
	健全育成 <p>5 健やかに心豊かに育つように —豊かな心、命を大切にする心を育む支援と健全育成を推進します— 子どもの教育と、子どもの豊かな心、命を大切にすることを育み、次代の親の育成を支援する施策に取り組みます。</p>
	環境づくり <p>6 安全・安心な子育てをするために —子どもが安全に生活できる環境づくりを支援します— 子どもを犯罪や交通事故、その他の不慮の事故などから守り、安全に生活できる地域環境づくりについての施策に取り組みます。</p>

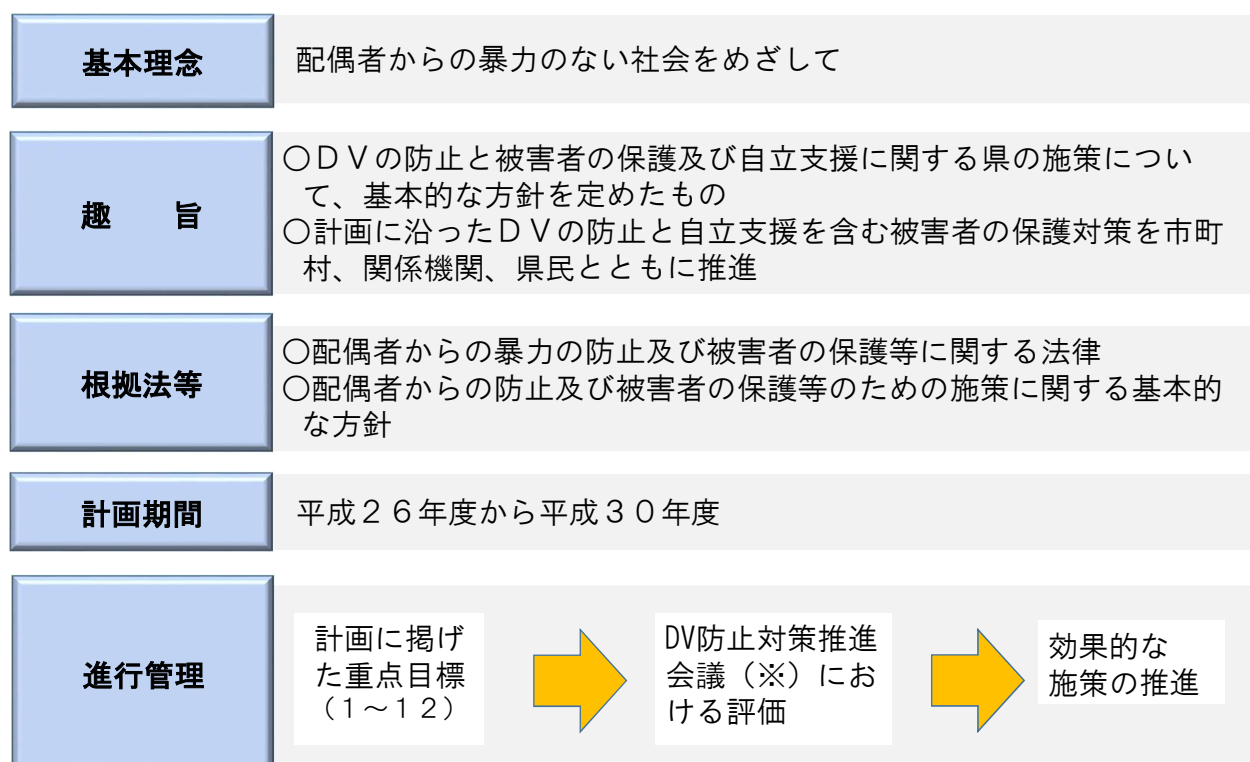
(3) 計画を推進する平成27年度の主な事業



2 青森県家庭的養護推進計画



3 第3次青森県DV防止・被害者支援計画



(※) DV防止対策推進会議
庁内各課、関係機関等が連携したDV対策を推進するため設置

基本目標1 DVを許さない社会づくり

重点目標	施策の方向
1 人権感覚・人権意識の育成	(1) 地域、学校、家庭等における人権教育の推進 (2) 男女共同参画の推進
2 DVについての正しい理解の普及	(1) 県民への正しい理解の普及と予防啓発 (2) 女性に対する暴力の根絶に向けた取組の充実 (3) DVに関する情報収集・提供 (4) 市町村基本計画の策定支援
3 加害者更生のための取組の推進	(1) 加害者更生に関する研究 (2) 加害者の相談への対応の検討

基本目標2 被害者保護対策の充実

重点目標	施策の方向
4 発見・通報体制の充実	(1) 発見・通報機関における対応の強化 (2) 医療機関における発見体制の強化 (3) 県広報の活用等による通報窓口の周知 (4) 高齢者又は障害者に関する情報への対応
5 迅速かつ適切な被害者保護	(1) 一時保護体制の充実 (2) 広域連携の促進 (3) 警察における対応の充実 (4) 保護命令に対する適切な対応の確保
6 同伴家族等への支援	(1) 虐待・DV等総合対策の推進 (2) 一時保護所に同伴する子どもの心のケアと支援の推進 (3) 子どもの安全な就学の確保
7 相談への対応の充実	(1) いつでもどこでも相談できる体制の確立 (2) 相談者の多様なニーズへの対応の充実 (3) 障害者や外国人被害者に対する支援体制の整備 (4) 相談担当職員の安全確保及びメンタルヘルスケア体制の整備 (5) 苦情処理体制の構築

基本目標3 被害者の自立支援のための環境整備

重点目標	施策の方向
8 被害者の自立への支援	(1) 就労促進のための支援 (2) 住宅確保のための支援 (3) 各種援護制度等の利用に関する支援 (4) 司法制度等の利用に関する支援 (5) ステップハウスのあり方についての検討
9 被害者の精神的回復のための支援	(1) 被害者の心のケアの充実 (2) 子どもの心のケアの充実

基本目標4 職務関係者の資質の向上と連携

重点目標	施策の方向
10 職務関係者への研修等の充実	(1) 相談及び一時保護担当職員の資質の向上 (2) 関係者への研修の充実
11 関係行政機関の連携の推進	(1) 県域における連携 (2) 地域における連携 (3) 実務関係者間の連携
12 民間団体等との連携の推進	(1) 民間団体との協働による取組の検討と活動支援 (2) 医療関係者との連携 (3) 民生委員・児童委員及び人権擁護委員との連携

4 青森県母子家庭等自立支援推進計画

青森県母子家庭等自立支援推進計画

計画期間 平成23年度～27年度

母子家庭の誰もが自立し、安心して健康な生活が実現できるような社会づくり

子育て・生活支援

- ひとり親家庭等医療費助成事業
- ひとり親家庭リフレッシュ事業
- 遺児等援護対策事業
- ひとり親家庭等日常生活支援事業
- 母子父子自立支援員による支援
- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業（修学資金）
- こどもサポートゼミ開催事業（H27新規）

就業支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援講習会等）
- 母子自立支援プログラム策定事業
- 高等職業訓練促進給付費等補助事業
- 自立支援教育訓練給付金事業
- 母子父子自立支援員による支援
- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業（事業開始・継続資金）

養育費の確保

- 母子父子自立支援員による支援
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業（法律相談）
- 養育費の確保に関する広報

経済的支援

- 児童扶養手当制度
- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子父子寡婦福祉法の改正

子どもの貧困対策に関する法律の施行、貧困対策大綱の制定

ひとり親家庭等実態調査による現状把握

次期青森県母子家庭等自立支援推進計画の策定

第2節 結婚支援

1 社会全体で取り組む結婚支援

あおもり出会い・結婚応援事業

平成26年度取組

ポジティブキャンペーン

結婚支援ネットワーク事業

子どもを産み育てやすい環境づくり強化事業

- ・個人会員新規登録者 1,307人
- ・成婚報告者 87人

平成27年度取組

①ポジティブキャンペーン

- ・結婚、出産、子育てに対する気運の醸成のため、テレビCM等による広報活動

②結婚支援ネットワーク事業

「あおもり出会いサポートセンター」

- ・独身男女の出会いの場を提供するため、会員登録及び会員へのイベント情報提供
- ・結婚支援活動の推進のため、関係機関による連絡協議会の開催

目標

- ・CM等による社会全体で結婚から子育てを支援する気運の醸成
- ・独身男女の結婚に対する意識の高まり

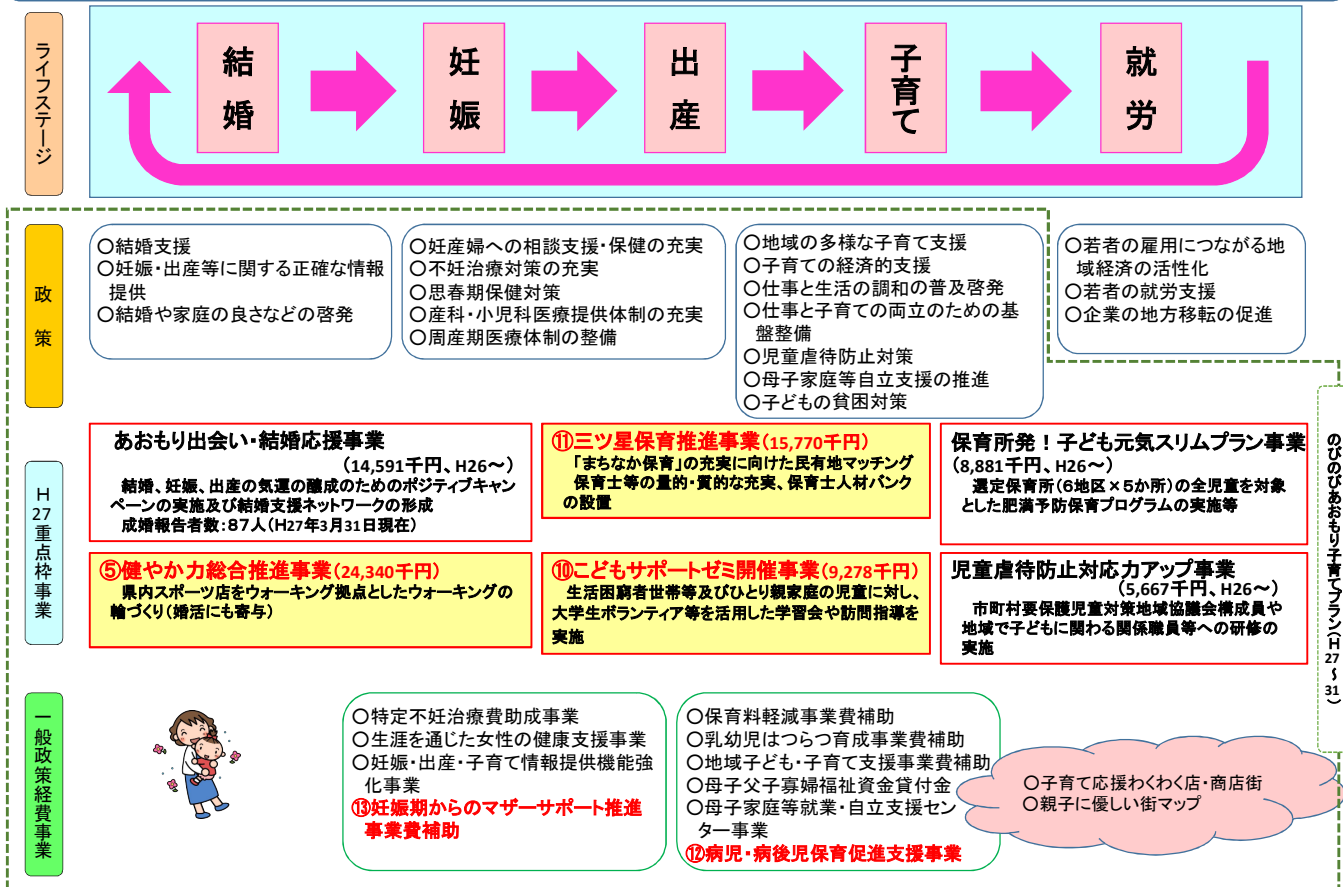
- ・会員登録者数の増加
- ・イベント開催数・参加者の増加

- ①成婚者の増加
- ②出生率の向上
- ③若者の定住促進
- ④地域産業の活性化（商店街、農業、観光等）

地域社会全体で結婚に対する気運を醸成し、結婚を望んでいる独身男女の出会いの場づくりを一層進めていく。

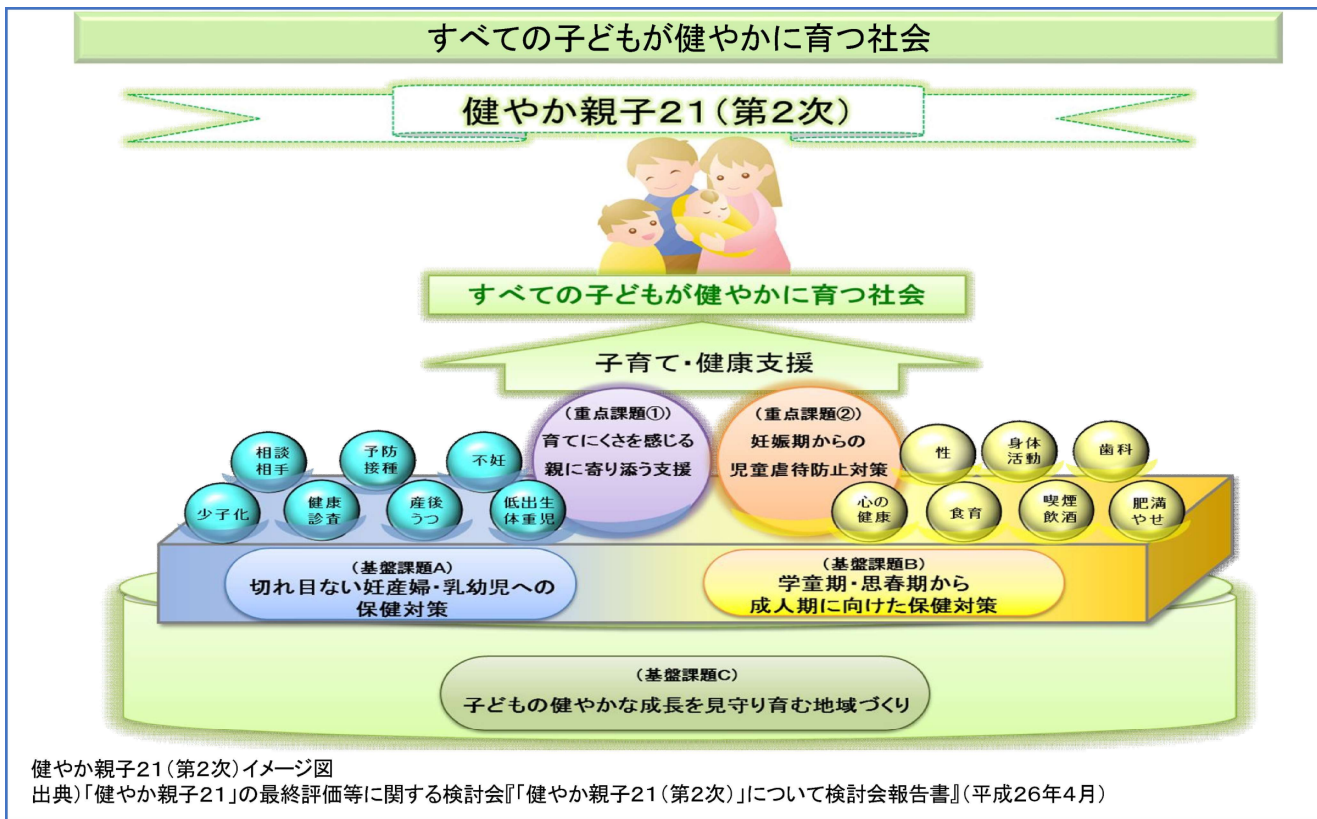
2 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

安心して子どもを産み育てるためには、結婚・妊娠・出産・子育てまでの一貫した支援が必要であり、ライフステージに即し地域の実情に応じたニーズに対応するきめ細かい支援に取り組み、これらをパッケージとして総合的に進めます。



第3節 妊娠・出産支援

本節は、下イメージ図のとおり「健やか親子21」(第2次)で示された課題をベースに、「のびのびあおり子育てプラン」(『母子保健計画』と一体的に作成)を推進するものである。



1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策



②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

⑤不妊に悩む方に対する支援の充実

①妊産婦・乳幼児に関する保健の充実

③周産期・小児医療の充実

④小児慢性特定疾病対策の推進



妊産婦支援体制整備事業

妊産婦及び未熟児等情報共有システム(妊産婦連絡票等)、産後うつ病予防対策推進事業、母子保健ネットワーク会議 等

生涯を通じた女性の健康支援事業

女性健康支援センター事業(保健所)、不妊専門相談センター事業(弘前大学医学部附属病院委託)、HTLV-1母子感染予防対策

妊娠・出産・子育て情報提供機能強化事業(パパ・ママ・ナビ)

特定不妊治療費助成事業

周産期医療システム及び周産期医療情報システム

先天性代謝異常等検査

乳幼児はつつ育成事業費補助
小児慢性特定疾病医療給付

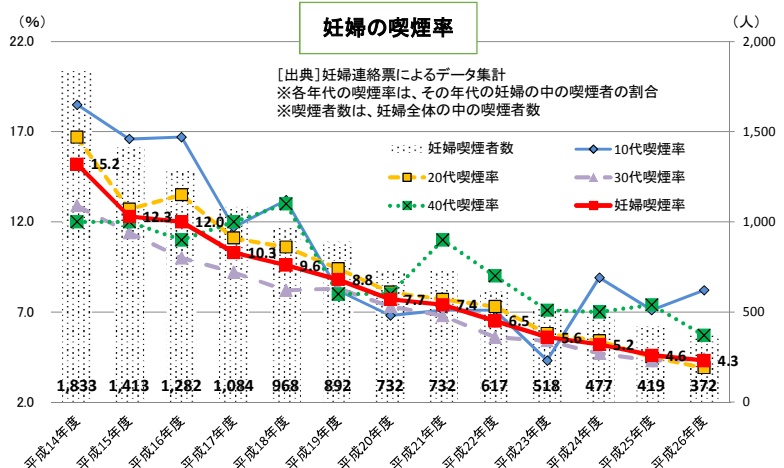
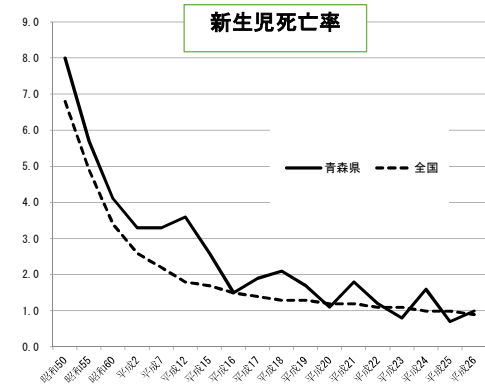
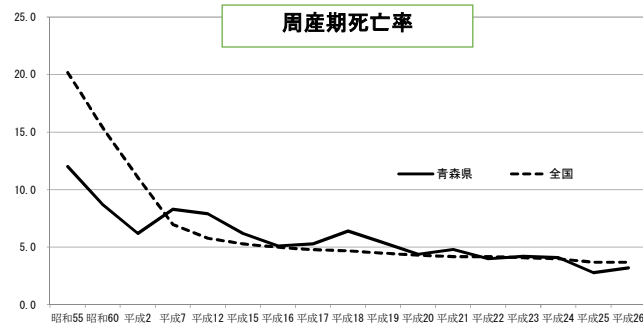
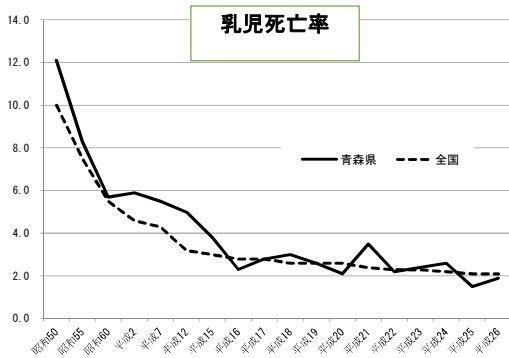
母子保健関係者研修・会議事業

療育相談
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

妊娠期からのマザーサポート推進事業費補助(青森県医師会委託)

母子保健に関する基礎データ

乳児死亡率、新生児死亡率、周産期死亡率、妊婦の喫煙率の推移



慢性疾病児童地域支援協議会

○趣旨

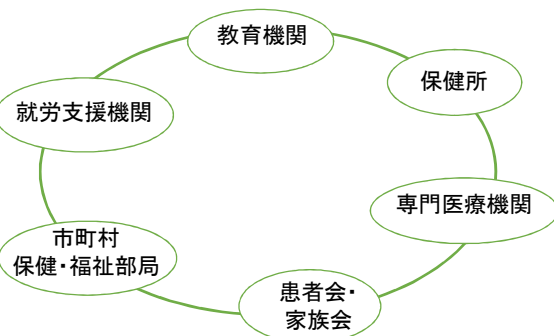
地域における小児慢性特定疾病児童の支援内容について、関係者が協議する。

【慢性疾病児童地域支援協議会】

(協議会の機能)

- ・地域の現状と課題の把握
- ・地域資源の把握
- ・課題の明確化
- ・支援内容の検討

(協議会のイメージ)



小児慢性疾病児童等自立支援事業

○趣旨

慢性的な疾病を抱える児童及びその家族の負担の軽減及び長期療養をしている児童の自立や成長支援について、地域の社会資源を活用するとともに、利用者の環境等に応じた支援を行う。

相談支援

小児慢性特定疾病児童等の医療及び福祉に関して、保健師による面接相談、電話相談、巡回相談を実施。

また、相談日を設け、専門医等による療育相談を実施。

交流会

小児慢性特定疾病児童同士の交流会や、家族に対する小児慢性特定疾病児童を育てたことのある親等による助言・相談等の機会を設ける。

第4節 子育て支援

1 幼児期の教育・保育等の推進（教育・保育施設等）

子ども・子育て支援新制度の内容

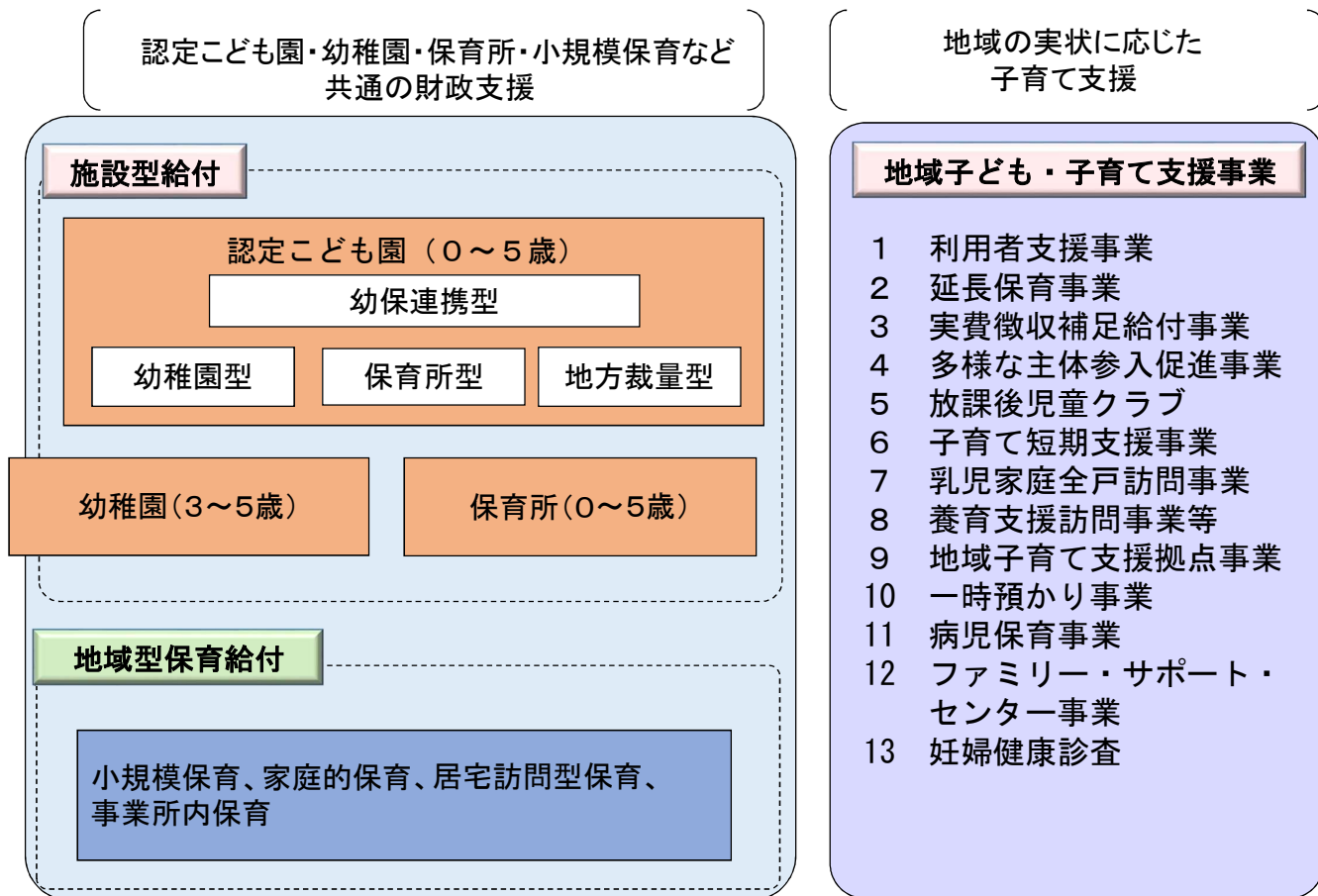
◆新制度の趣旨

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法」の子ども・子育て関連3法に基づく『子ども・子育て支援新制度』が、平成27年4月から本格施行。

◆新制度の主な内容

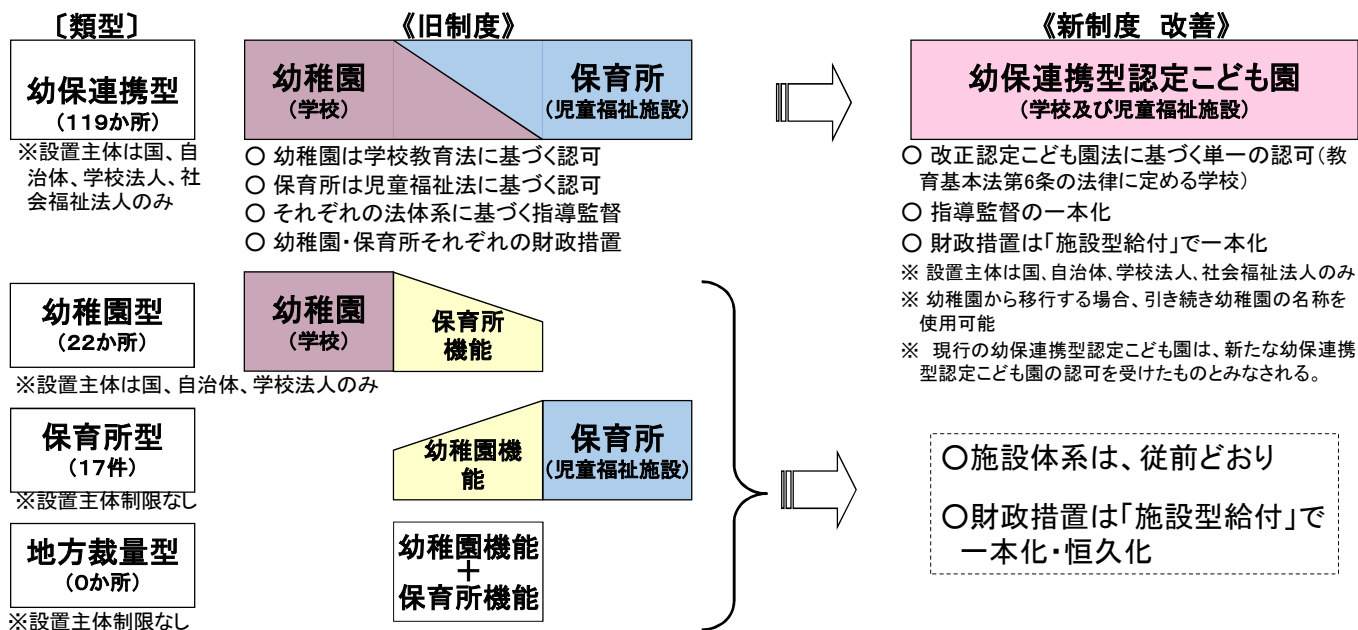
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
 - ・地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

子ども・子育て支援新制度の概要



認定こども園の類型

- ・認定こども園は、就学前の子どもの教育・保育を一体的に提供する施設。
- ・保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、継続して利用できる。
- ・機能、法的位置づけにより、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4類型の設置。



(青森県の認定こども園の合計件数は158か所(平成27年4月時点))

施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、この区分に従って施設型給付等が行われる。(施設・事業者が代理受領)





認定区分		給付の内容	施設・事業
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	・教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	・保育標準時間 ・保育短時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	・保育標準時間 ・保育短時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

子ども・子育て支援新制度における教育・保育の場

 <p>【幼児期の教育を行う学校】 ・保護者が働いていても、いなくても利用できる。 (対象児童: 1号認定子ども)</p>	 <p>【就労などのため家庭で保育のできない保育所 保護者に代わって保育する施設】 ・両親ともに就労している等の理由が必要。 (対象児童: 2・3号認定子ども)</p>
 <p>【教育と保育を一体的に行う施設】 ・保護者が働いていても、いなくても利用できる ・「子育て支援の場」もある。 (対象児童: 1・2・3号認定子ども)</p>	 <p>【施設より少人数の単位で、0-2歳の子どもを預かる事業】 ※小規模保育、家庭的保育 事業所内保育、居宅訪問型保育 (対象児童: 3号認定子ども)</p>

地域型保育事業

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置づけた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業者の中から利用者が選択できる仕組みとしている。

小規模保育事業 	事業主体 市町村、民間事業者等 保育の実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設 認可定員 6~19人	家庭的保育事業 	事業主体 市町村、民間事業者等 保育の実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設 認可定員 1~5人
事業所内保育事業 	事業主体 事業主等 保育の実施場所等 事業所の従業員の子ども + 地域の保育を必要とする子ども(地域枠)	居宅訪問型保育事業 	事業主体 市町村、民間事業者等 保育の実施場所等 保育を必要とする子どもの居宅

※原則として3歳未満の保育認定(3号認定)の子どもが対象

2 幼児期の教育・保育等の推進（地域子ども・子育て支援事業）

地域子ども・子育て支援事業の概要

市町村は、子ども・子育て支援制度の実施主体として、全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業を実施。

地域子ども・子育て支援事業の対象範囲

～子ども・子育て支援法第59条に規定された法定事業～

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1 利用者支援事業 | 8 養育支援訪問事業等 |
| 2 延長保育事業 | 9 地域子育て支援拠点事業 |
| 3 実費徴収補足給付事業 | 10 一時預かり事業 |
| 4 多様な主体参入促進事業 | 11 病児保育事業 |
| 5 放課後児童クラブ | 12 ファミリー・サポート・センター事業 |
| 6 子育て短期支援事業 | 13 妊婦健康診査 |
| 7 乳児家庭全戸訪問事業 | |

地域子ども・子育て支援事業の充実

すべての子家庭を対象

利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦に対して、教育・保育、保健その他の子育て支援に関する相談や情報提供、助言等を行い、関係機関との連絡調整・連携の体制づくり等を実施

地域子育て支援拠点事業

地域の身近なところで子どもや保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等を実施

ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整等を実施

一時預かり事業

急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて実施

子育て短期支援事業

疾病や仕事等により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を一時的に預かり、保護、生活指導、食事の提供等を実施

主に共働き家庭を対象

延長保育

通常の利用日・利用時間以外の日及び時間において、認定こども園や保育所等で保育を実施

病児保育

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで実施

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が昼間家庭にいない小学生が、放課後に小学校の余裕教室、児童館等で過ごすことができるようにし、その健全な育成を図る

妊娠期から出産後まで支援

妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保

地域の実状に応じた子育て支援の展開

子どもが減少している地域でも、**認定こども園を活用し**、一定規模の子ども集団を確保しつつ、**教育・保育の提供が可能**

保育所(20人以上)として維持できない場合でも、**小規模保育等**として、身近な場所で**保育の場の維持が可能**

子育て支援拠点(子育てひろば)、**一時預かり**など、**在宅の子育て家庭に対する支援中心に展開**

●郡部などの人口減少地域において、隣接自治体の保育所等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保



3 放課後子ども総合プランの推進

趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める。

県全体の目標

放課後児童健全育成事業は、平成26年度実績において、県内275クラブで12,868人の児童が利用している状況である。市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げでは、今後5年間では最大16,130人の利用のニーズがあることから、学校の余裕教室等利用した放課後児童クラブを計画的に整備していく必要がある。

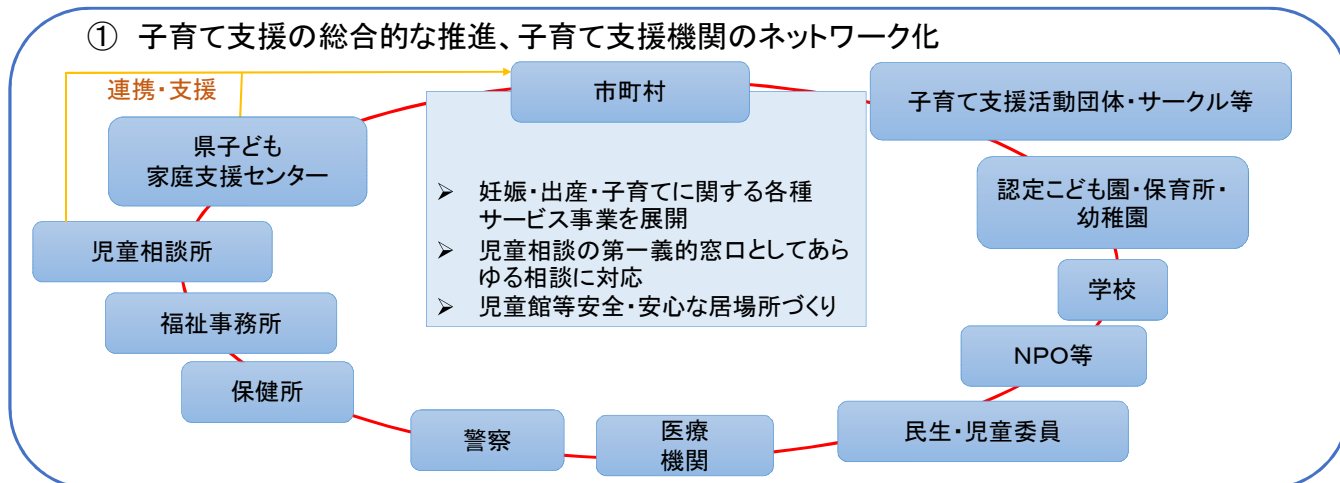
のびのびあおもり子育てプラン(青森県子ども・子育て支援事業支援計画)における位置づけ

- 市町村が「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施するよう取組みを支援する。
- 健康福祉部と教育庁が連携を図り、県内における放課後対策の総合的なあり方等について検討していくため、学校関係者、児童福祉関係者等で構成する「推進委員会」を設置する。
- 放課後児童クラブにおける放課後児童支援員となるための研修のほか、放課後児童クラブの従事者・放課後子供教室の参画者の資質向上や、両事業の従事者・参画者等との間での情報交換・情報共有を図るため、合同の研修を開催する。

4 地域における子育て支援サービスの充実

(1) 概要

① 子育て支援の総合的な推進、子育て支援機関のネットワーク化



② 子育ての経済的負担の軽減

- 乳幼児やひとり親家庭等への医療費の助成
- 児童手当
- 企業との連携による子育て家庭等に対する割引等優待制度(あおもり子育て応援わくわく店)の普及促進



③ 子育てに関する学習機会・情報提供

- 子育て情報誌・HPによる子育てに関する情報発信
- 子育て情報ボードの設置・推進
- 子ども救急電話相談
- パパ・ママナビあおもり(妊娠週数に応じた情報をメール発信)
- 親子に優しい街マップ



(2) 青森県子ども家庭支援センターについて

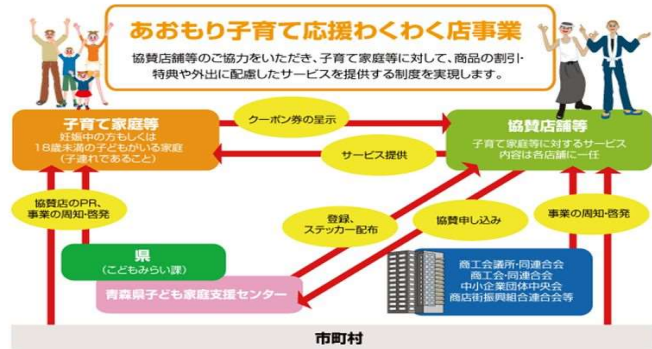
概要	事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもと家庭に関する総合的な相談・支援を行うとともに関係機関・団体とのネットワークを構築するための拠点施設として平成13年6月に開設 ● 青森県男女共同参画センターとの複合施設(アピオあおもり) ● 青森県男女共同参画センターとともに、平成18年度から指定管理者制度を導入 <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 基本理念 </div> <p>「健やかに子どもを生み育てる環境づくり」を推進するため、将来の社会を担う子どもを真ん中に、子どもの権利や利益を尊重しつつ、家庭、地域、社会環境がそれぞれの役割を果たし、社会全体で支援していく社会の形成を目指す</p>	機能	事業	内容
	情報を入力する	HPの運営／情報誌発行／あおもり子育て応援わくわく店及び商店街事務局業務／親子に優しい街マップの管理・周知	いつでも気軽に利用できる社会支援システムとして、子育てに関する各種情報をHPや紙媒体等で発信する
	学ぶ活動する	子育て支援関係者育成事業／子育て団体活動支援事業	子育て支援関係者の資質の向上及び支援機関相互の連携強化を図る
	相談する	電話や面接による総合相談	子どもと家庭に関わる様々な相談に電話や応じる
	ネットワーク	親子すくすくスキンシップ事業／アピオあおもりプレイルーム・児童図書館の運営	児童の健全育成の意識向上を図る機会を提供する
	学ぶ活動する	子育て広場開催事業	地域で子育てを育むネットワークづくりを推進する
調査・研究	少子化対策関連調査	のびのびあおもり子育てプランに関する調査を行う	

(3) あおもり子育て応援わくわく店事業

① 事業概要



- 子育て家庭を地域・社会全体で支え、応援していくために、協賛店舗等の御協力をいただき、子育て家庭等に対する割引等の優待制度を実施する事業
- 子ども家庭支援センター指定管理業務の一環として事業を展開している



② 事業目的

- 地域・社会全体が子育てを支援していく気運の醸成
- 子育て中の親等がサービスの機会に数多く触れて地域・社会全体が子育てを支えていることを実感することにより、子育てに対する負担感の軽減
- 親等と子が一緒に出掛けることで時間を共有する機会の増加を促し、親と子の育ち合いを推進

③ わくわく店の種類

ここにこ店 割引・特典型

クーポン券提示で妊婦や18歳未満の子ども連れの家庭に、割引・特典等のサービスを提供

ほのぼの店 お出かけ配慮型

妊婦や子育て家庭が外出しやすい環境に配慮したサービスの提供



④ 平成26年度実績

登録店舗 総数1,474店舗(平成25年度末 1,441店舗)

(4) 児童手当制度について

目的 家庭等の生活の安定に寄与する
次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する

支給対象	○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)		
手当月額	○3歳未満	15,000円	受給資格者
	○3歳以上小学校終了前 (第1子、第2子)	10,000円	
	(第3子以降)	15,000円	
	○中学生	10,000円	実施主体
	○所得制限を超える場合 (特例給付)	5,000円	支払期月
費用負担	○児童手当の支給に要する費用については、国、地方自治体、事業者が負担している。		

第5節 様々な環境にある子どもと家庭に対する支援

1 児童相談所

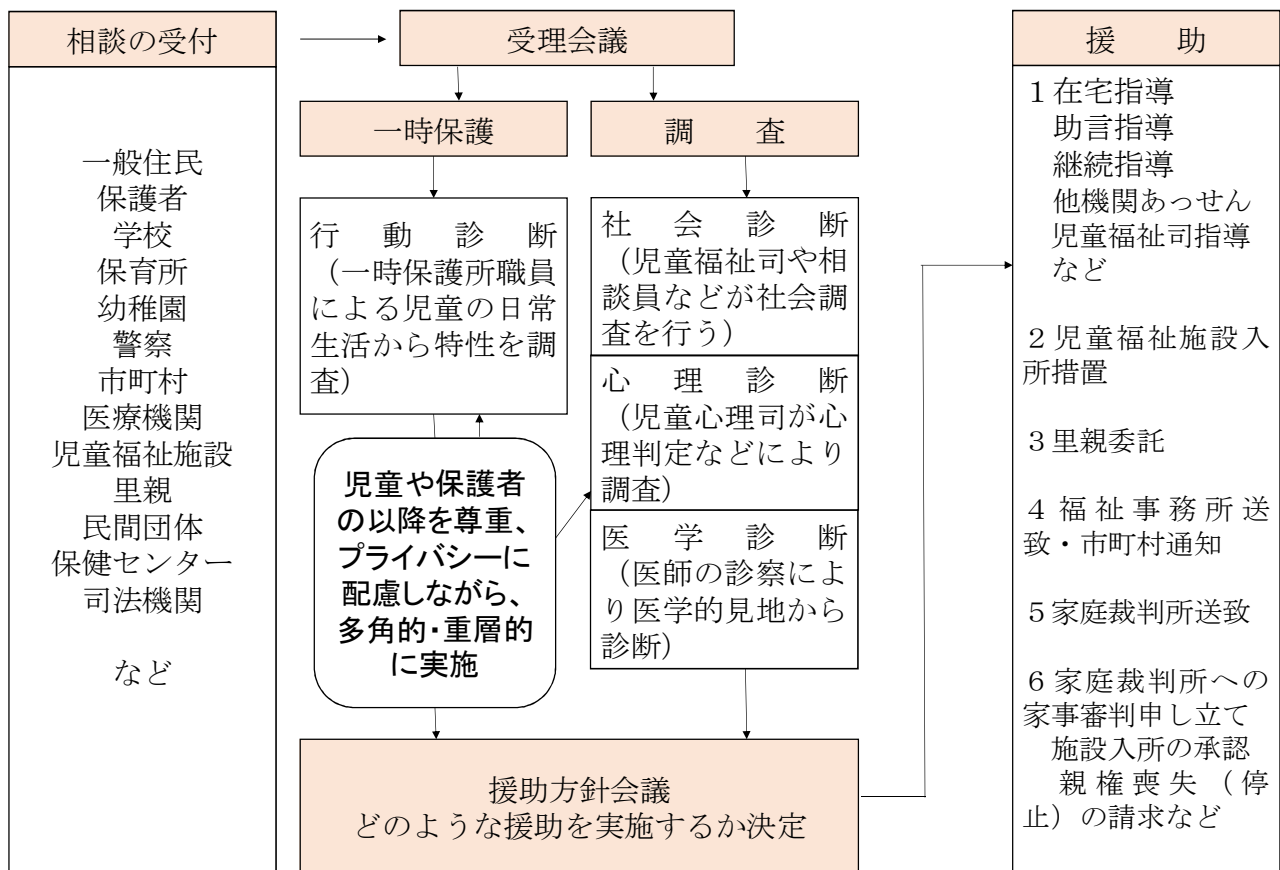
(1) 児童福祉法における児童相談所の役割について

児童相談所	児童福祉法第12条に規定された都道府県に設置される行政機関 子どもや家庭、その他からの相談に応じ、問題やニーズを的確に捉え、個々の子どもや家庭に対して最も効果的な援助を行う。
児童相談所が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村間の連絡調整、情報提供・助言、市町村職員の研修 ○専門的な知識や技術を必要とする相談への調査・判定・一時保護 ○調査・判定・一時保護に基づいた必要な指導 ○里親に対しての必要な情報提供、助言、研修、その他の援助
児童相談所の体制	青森県には6箇所の児童相談所を設置、一時保護所は中央児童相談所に併設している。 相談所内の、それぞれの職種の職員が連携して相談への援助活動を行っている。
配置されている主な職員	青森県の児童相談所
<ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉司…相談の受理、調査 ○児童心理司…心理判定 ○一時保護所指導員・保育所（中央のみ）…入所児童の生活指導、行動観察 ○医師（非常勤）…診察などによる診断 	<ul style="list-style-type: none"> 中央児童相談所（青森市、東津軽郡） 弘前児童相談所（弘前市、黒石市、平川市等） 八戸児童相談所（八戸市、三戸郡、おいらせ町） 五所川原児童相談所（五所川原市、つがる市等） 七戸児童相談所（十和田市、三沢市、上北郡） むつ児童相談所（むつ市、下北郡）

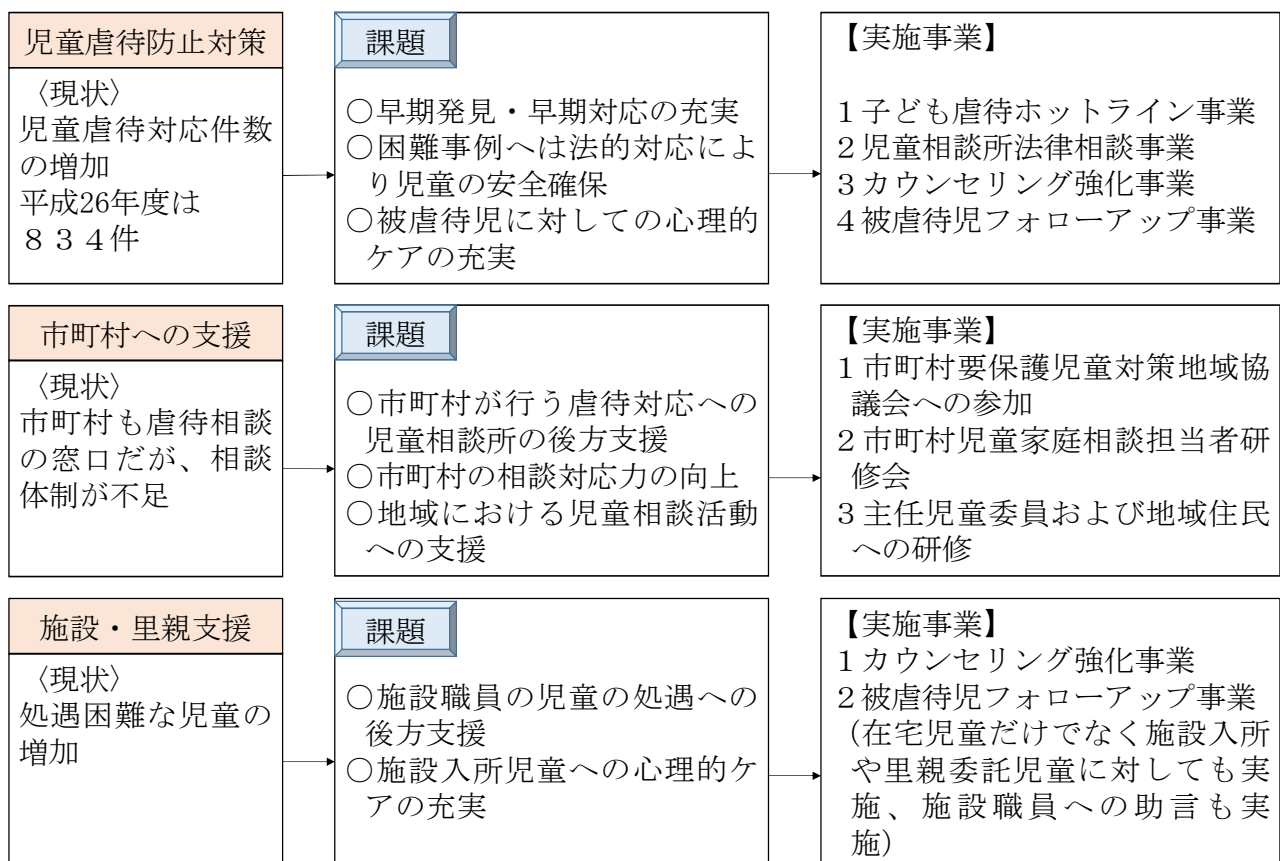
(2) 児童相談所が受け付ける相談種類と内容

養護相談	1 養護相談	保護者の養育困難、子ども虐待などの相談
保健相談	2 保健相談	未熟児、虚弱児などの疾患の相談
障害相談	3 肢体不自由相談	肢体不自由、運動発達の遅れに関する相談
	4 視聴覚障害相談	盲、ろうなど視聴覚障害に関する相談
	5 言語発達障害等相談	言語発達遅滞、学習障害などに関する相談
	6 重症心身障害相談	重症心身障害児に関する相談
	7 知的障害相談	知的障害児に関する相談
	8 自閉症等相談	自閉症または同様の症状を呈する児童の相談
非行相談	9 ぐ犯等相談	ぐ犯行為などの問題行動のある児童の相談
	10 触法行為等相談	触法行為があり警察通告を受けた児童の相談
育成相談	11 性格行動相談	人格の発達上に問題行動を有する児童の相談
	12 不登校相談	登校・登園できない児童に関する相談
	13 適性相談	進学適性、学業不振等に関する相談
	14 育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ等に関する相談
	15 その他の相談	1～14のいずれにも該当しない相談


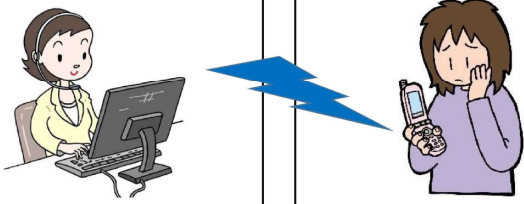
(3) 児童相談所における相談活動の体系・展開







(4) 児童相談所の事業の現状と方向性



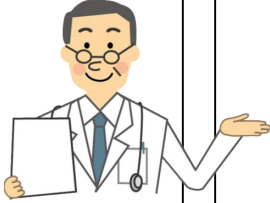
(5) 子ども虐待ホットライン事業について

事業の概要	相談員の体制	事業実績																		
<p>○児童相談所が実施する子ども虐待ホットライン事業および女性相談所が実施するDVホットライン事業の電話相談への対応</p> <div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 15px; background-color: #d9ead3; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>虐待・DVの程度、頻度、被害児童(者)が置かれている状況を的確に聞き取り、子どもや被害者の安全を確保して適切な支援へつなぐための方策等を助言</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <p>電話という限られたコミュニケーション方法、技術と経験が重要な職種</p>	<p>○県が非常勤特別職として3名の電話相談員を委嘱</p> <p>○午前8時30分から午後8時まで、電話相談員が交代で相談を聞きとり助言(午後8時以降翌朝までは、宿直職員が対応)</p> <p>○委嘱の条件 (1) 児童福祉司、心理判定員、保健師、教諭、保育士などの資格 (2) 電話相談の経験 (3) 任期年齢上限65歳</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>	<p style="text-align: right;">(件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">虐待</th> <th style="text-align: center;">DV</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td style="text-align: center;">55</td> <td style="text-align: center;">1,046</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td style="text-align: center;">107</td> <td style="text-align: center;">1,050</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td style="text-align: center;">75</td> <td style="text-align: center;">1,128</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td style="text-align: center;">81</td> <td style="text-align: center;">1,073</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td style="text-align: center;">91</td> <td style="text-align: center;">997</td> </tr> </tbody> </table>		虐待	DV	平成21年度	55	1,046	平成22年度	107	1,050	平成23年度	75	1,128	平成24年度	81	1,073	平成25年度	91	997
	虐待	DV																		
平成21年度	55	1,046																		
平成22年度	107	1,050																		
平成23年度	75	1,128																		
平成24年度	81	1,073																		
平成25年度	91	997																		

(6) 児童相談所法律相談事業について

課題	事業の概要	事業実績
<p>○保護者の同意が得られない施設入所 ○親権の停止・喪失 ○無戸籍児童の就籍 ○家庭裁判所への審判の手続き ○施設入所児童の年金の管理など</p> <div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 15px; background-color: #d9ead3; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>児童福祉法だけでなく様々な法律の知識が必要</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <p>児童相談所職員の法律の知識だけでは対応困難</p>	<p>児童相談所内の会議により弁護士に対して法律的な対応の助言を得ることが必要</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <p>児童福祉に理解のある弁護士に相談、手続きなどについて助言を得る (相談料) 平均 30分 5,000円</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>	<p>H23～H25の相談内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉法第28条の申立ての適否(5件) ○親権者の意向に反する児童の帰宅の適否(1件) ○外国籍の母子の在留資格について(1件) ○親権者の意思に反して一時保護児童を登校させることの適否(1件) ○保護者からの面会希望についての対応(1件) <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>

(7) カウンセリング強化事業について

課題	事業の概要	事業実績																								
<p>○年々増加する児童虐待相談件数 ○児童の安全を最優先にした保護等 ○自身の心にも問題を抱えている保護者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 15px; background-color: #d9ead3; padding: 10px; text-align: center;"> <p>児童相談所は児童の最善の利益を図るためには家族再統合の積極的取組も重要</p> </div> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>○児童福祉司、児童心理司だけでは対応に限界</p>	<p>○児童相談所が精神科医等に委嘱</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○医学的見地から児童相談所に対しアドバイス (保護者に関する援助指針の助言、心理療法を担当する職員に対する助言) ○必要に応じて保護者に対するカウンセリング ○中央、弘前、八戸児童相談所で実施</p> <div style="text-align: right;">  </div>	<p style="text-align: right;">件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">中央</th> <th style="text-align: center;">弘前</th> <th style="text-align: center;">八戸</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td style="text-align: center;">26</td> <td style="text-align: center;">34</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td style="text-align: center;">31</td> <td style="text-align: center;">27</td> <td style="text-align: center;">13</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td style="text-align: center;">26</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">19</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td style="text-align: center;">28</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">21</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">17</td> </tr> </tbody> </table>		中央	弘前	八戸	平成21年度	26	34	20	平成22年度	31	27	13	平成23年度	26	12	19	平成24年度	28	11	21	平成25年度	21	18	17
	中央	弘前	八戸																							
平成21年度	26	34	20																							
平成22年度	31	27	13																							
平成23年度	26	12	19																							
平成24年度	28	11	21																							
平成25年度	21	18	17																							

(8) 被虐待児フォローアップ事業について

課題	事業の概要	事業実績																		
<p>○虐待を受けた児童の心理的健康の回復 ○治療的な環境作り</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 15px; background-color: #d9ead3; padding: 10px; text-align: center;"> <p>被虐待児だけでなく、保護者や施設の職員も対象にしたフォローが必要</p> </div> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>○治療的な援助だけでなく、保護者や施設の職員への技術的な援助を実施する ○実施主体は児童相談所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設職員指導 児童福祉施設職員への技術的援助 2 被虐待児集団指導 被虐待児への集団での治療的援助 3 被虐待児親子指導 被虐待児とその保護者への合同での治療的・技術的援助 4 被虐待児個別指導 被虐待児への個別の治療的援助 5 被虐待児の保護者指導 被虐待児の保護者への治療的・技術的援助 	<p style="text-align: right;">件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">訪問施設数</th> <th style="text-align: center;">指導回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">229</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">178</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">188</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">226</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">195</td> </tr> </tbody> </table>		訪問施設数	指導回数	平成21年度	17	229	平成22年度	23	178	平成23年度	21	188	平成24年度	21	226	平成25年度	24	195
	訪問施設数	指導回数																		
平成21年度	17	229																		
平成22年度	23	178																		
平成23年度	21	188																		
平成24年度	21	226																		
平成25年度	24	195																		

2 市町村や関係機関の相談体制整備及び連携の推進

(1) 市町村における要保護児童対策地域協議会（要対協）の概要

① 平成16年度児童福祉法改正

- 市町村が児童家庭相談の一義的な窓口となる。
- 市町村が虐待通告先に位置付けられる。
- 市町村は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を置くことができる。

② 市町村の役割

- 相談支援**
児童家庭相談に応じ、必要な調査指導を行うほか、社会資源を活かした幅広い支援を行う。
- 児童虐待対応**
通告受理は速やかに児童の安全確認を行う。児童相談所との連携を図る。
- 支援のためのネットワーク構築(要保護児童対策地域協議会の設置)**
スムーズな機関連携のための情報共有及び役割分担

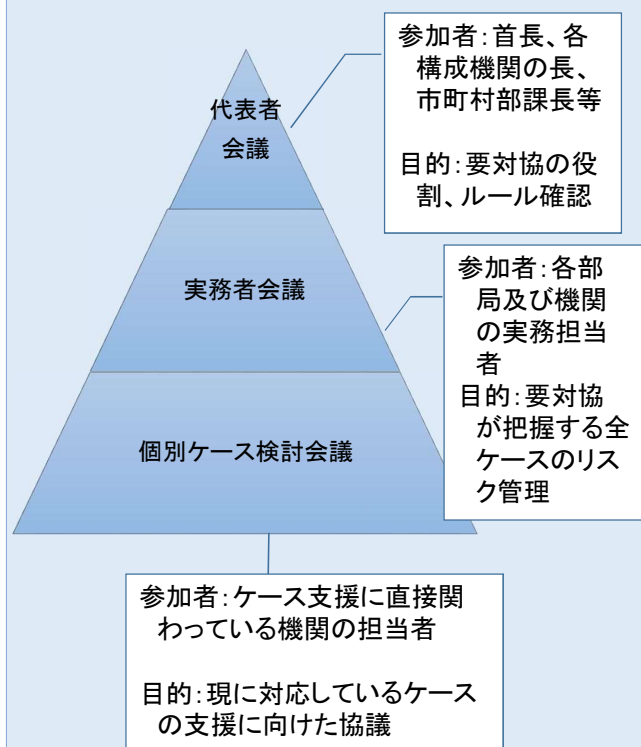
③ 要対協の対象となる者

- 要保護児童**・・・虐待等により保護者が児童を監護することが不相当と認められるケース
- 要支援児童**・・・虐待もしくは虐待の発生のおそれがあり、保護者の養育を支援することが特に必要であると認められるケース
- 特定妊婦**・・・出産後の虐待発生予防のため、出産前からの支援を必要とする妊婦のケース

④ 要対協のサポートネットワーク



⑤ 要対協運営のための3つの会議



(2) 児童虐待対策の現状と今後の施策の方向性

現 状	課 題	必要な施策
<p>○虐待相談対応件数の増加 平成26年度の虐待対応件数は834件（平成24年度から800件台を継続） DV目撃による心理的虐待の通告の割合の増加</p> <p>○市町村の相談体制の不足 平成26年度の市町村の虐待対応件数は293件（児童相談所の約1/3に留まる） 要保護児童対策地域協議会が十分に機能していない</p> <p>○社会的養護体制の充実 虐待などにより処遇が難しい児童の入所（被措置児童等虐待へつながる可能性） 家庭的養護へのニーズ</p>	<p>○虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が必要</p> <p>○措置や一時保護が必要のないケースは市町村が対応する仕組みづくりとスキルアップが必要</p> <p>○社会的養護体制の質・量ともに拡充が必要</p>	<p>広報・啓発 ○子ども虐待ホットラインカードの配布 ○JR時刻表・バスステッカーへの広告掲載</p> <p>研修等 ○子ども虐待要保護児童対策研修会 ○市町村職員への研修の開催 ○市町村要保護児童対策地域協議会の活性化 ○施設基幹職員向け研修</p> <p>ケース支援 ○市町村と児童相談所の機関連携対応方針によるケース支援 ○48時間以内に児童の安全の目視確認 ○児童相談所から社会的養護施設や里親への支援</p>

(3) 市町村等へ向けた研修事業（平成22年度～）

子どもを守る地域ネットワーク強化事業 (H22～H23)	市町村児童家庭支援力アップ事業 (H24～H25)	児童虐待対応力アップ事業 (H26～H27)
<p>1子どもを守る地域ネットワーク強化プロジェクト 市町村要保護児童対策協議会構成員向けプログラム 講師 団士郎 (立命館大教授)</p> <p>2児童相談所からのバックアップ力強化事業 市町村要保護児童対策協議会調整機関向けプログラム 講師 安部 計彦 (西南学院大教授)</p> <p>3市町村職員の専門性向上事業 児童福祉担当市町村職員向けプログラム 教科ごと複数の外部講師</p>	<p>1サインズオブセイフティ研修 市町村要保護児童対策協議会構成員向けプログラム 講師 井上直美 (臨床心理士)</p> <p>2要保護児童地域対策協議会へのアドバイザー派遣 市町村要保護児童対策協議会調整機関向けプログラム 講師 安部 計彦 (西南学院大教授)</p> <p>3市町村職員のための面接技法研修 児童福祉担当市町村職員向けプログラム 講師 早樫一男 (同志社大教授)</p>	<p>1ケースマネジメント研修 市町村要保護児童対策協議会構成員向けプログラム 講師 久保宏子 (NPO法人理事)</p> <p>2リスクアセスメント研修 保健師および保育士向けプログラム 講師 佐藤拓代 (大阪府母子保健センター長) 才村純 (関西学院大教授)</p> <p>3被措置児童等虐待防止研修 児童福祉施設基幹職員向けプログラム 外部講師依頼および外部研修への派遣</p>

(4) 市町村向け研修のコンセプト（研修実施のねらい）

コンセプト1(共通のツール)

- 様々な機関が集まる要保護児童対策協議会
- 共通に使うことができるツールにより、ケースの検討をスムーズに
- 共通のツール → ジェノグラムを使った面接、サインズオブセイフティ

コンセプト2(市町村と児童相談所の効果的な連携)

- 市町村は児童家庭相談の第一義的窓口
- まず、市町村が通告を受理して調査、可能な支援の実施
- 市町村と児童相談所の機関連携対応方針の策定

コンセプト3(適切なケースマネジメントとリスクアセスメント)

- 子どもが幼児期のうちに早期に虐待のリスクを把握して、早期の適切な支援
- 世帯へ直接関わる職員がリスクアセスメント、要保護児童対策地域協議会がケース管理
- 市町村へリスクアセスメント研修、保健および保育士へリスクアセスメント研修

研 修 の 効 果

- 市町村は対応力を身につけ、児童家庭相談の第一義的窓口として機能
- 対応可能なケースは、市町村要保護児童対策地域協議会を中心に支援を実施
- 児童相談所は専門性や措置権を行使することが必要な深刻な児童虐待相談に対応
適切な市町村と児童相談所の役割分担の実現

4 社会的養護を必要とする子ども等に対する施策

(1) 社会的養護体制の充実

① 課題

虐待等様々な理由により親と暮らすことができない社会的養護を必要とする子どもたちに対し、子どもの状況に応じた適切かつきめ細かな支援が行えるよう、家庭的養護を推進するとともに、施設における処遇の充実・強化を図り、子どもの自立支援に努めることが必要

② 具体的な取組

施設等の機能強化

- 施設における処遇の充実
- 地域交流の促進
- 生活環境の充実
- 養育スキルの向上、治療的関わり、施設内の組織的運営等多面的な専門性の向上
- 措置児童の自立能力の強化

家庭的養護の推進

- 里親制度の充実
- 里親委託の推進
- ファミリーホームの促進
- 施設等の小規模化、地域分散化の推進



青森県家庭的養護推進計画の
推進(H27～H41)

(2) 児童福祉施設入所児童等に対する支援

児童福祉施設等（社会的養護を必要とする児童に関するもの）の種類

施設種別	目的	施設数	定員
児童養護施設	保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第41条）	6	351
乳児院	乳児等を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第37条）	3	38
児童自立支援施設	犯罪などの不良行為をしたり、するおそれがある児童や、家庭環境等から生活指導を要する児童を入所させ、必要な指導を行って自立を支援する施設。あわせて退所した者について相談その他の援助も行う。（児童福祉法第44条）	1	50
情緒障害児短期治療施設	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治療し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第43条）	1	入所 30 通所 15
小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	保護者のない児童や保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育に関し、相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業。（児童福祉法第6条の3）	3	24
母子生活支援施設	配偶者のない女子等及びその者の監護すべき児童を入所させ保護するとともに、これらの者の自立の促進のために生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第38条）	3	48

児童養護施設入所児童等自立支援事業

【事業内容】

児童養護施設等の指導者に相談できる環境にいるうちに、児童の将来を考え、進学、就職を積極的に斡旋し、児童の自立を支援する必要があることから、児童養護施設入所児童の社会自立が一層図られるよう、普通自動車運転免許を取得するための経費及び大学等に進学する際に要する経費を補助し、入所児童の自立能力の強化を図る。

1 普通自動車運転免許取得補助事業

■次の要件を満たす者の普通自動車運転免許取得費用を負担した児童養護施設等に対し、当該経費の補助を行う。

- ①普通自動車運転免許を取得することにより、今後の就職等に効果的と見込まれる者
- ②保護者からの普通自動車運転免許取得に係る経費の援助又は他の方法により当該費用の捻出が困難である者

2 大学等進学経費補助事業

■次の要件を満たす者が高校卒業後大学等に進学する場合、進学に伴う経費を負担した児童養護施設等に対し、当該経費の補助を行う。

- ①進学先が決まっている者
- ②保護者からの進学に係る費用の援助又は他の方法により当該費用の捻出が困難である者

※ 補助額は1・2共に1人200,000円以内。

<利用児童数>

	H22	H23	H24	H25	H26
普通自動車運転免許取得補助	11	13	7	13	16
大学等進学経費補助	0	0	3	1	0

(人)

(3) 里親支援機関事業の概要

① 目的

要保護児童については、社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親委託を推進することが重要

児童相談所と児童福祉施設が相互理解を深め里親への委託を進めること、県民が里親制度の理解を深めること、里親の資質の向上等里親支援を総合的に実施することを目的とする

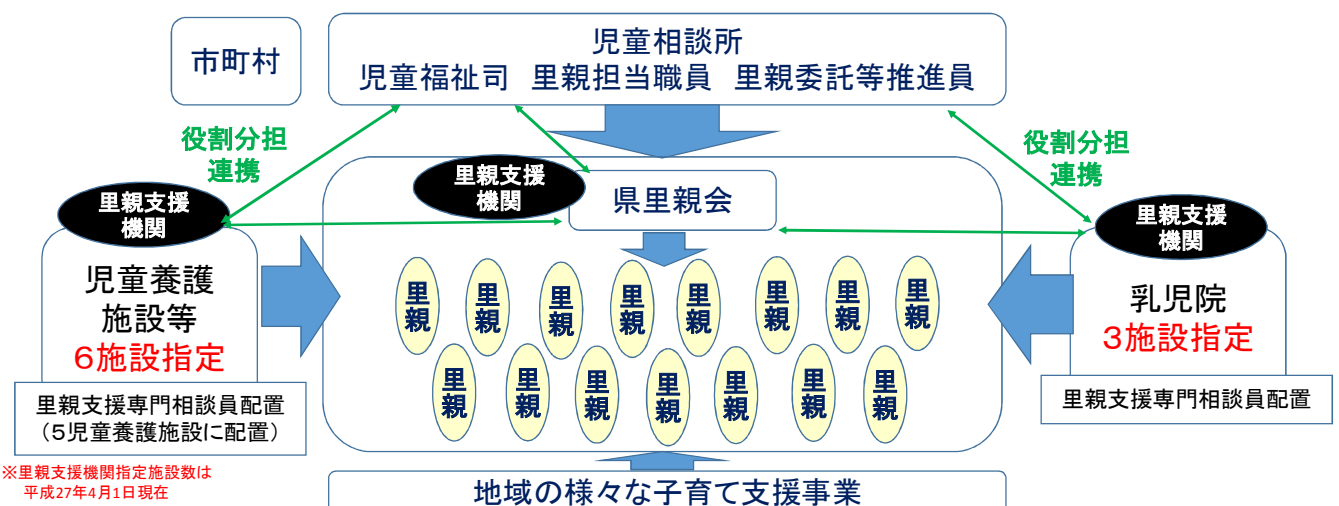
② 取組と実績(H26)

里親制度普及促進事業	普及啓発	里親制度の広報、里親講演会開催等	講演会2地区
	養育里親研修	養育里親認定・更新のための児童福祉法に基づき実施する研修	延べ66名受講
	専門里親研修	専門里親認定・更新のための児童福祉法に基づき実施する研修	9名受講
里親委託推進・支援等事業	里親委託推進員 里親委託推進委員会	里親委託推進員の配置及び里親委託推進委員会の開催	委員会1回開催
	里親委託支援	里親委託推進員等による里親と児童のマッチング、里親意向調査、里親チラシ作成等	委託成立数 養育里親2人
	里親訪問支援	児童委託中の里親に、先輩里親等が家庭訪問する相談援助活動	訪問回数68回
	里親による相互交流	里親の相互交流及び養育技術向上を目指した里親サロン、研修会等の実施	実施回数9回 参加者延数115人

③ 里親支援機関と課題

- 里親に委託される社会的養護の子どもは、被虐待経験が多く、様々な形で育てにくさがある場合が多い。
- 養育里親には、総合的な里親支援を行い、里親の孤立化の防止が重要
- 里親支援については、複数の相談窓口や多方面からの支援者がいることが重要
- 里親支援機関は、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、分担・連携し、里や制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。
- 里親支援機関は、県の里親支援の業務を委託するもの

④ 里親支援体制整備のイメージ



5 ひとり親家庭対策

青森県母子家庭等自立支援推進計画

計画期間 平成23年度～27年度

母子家庭の誰もが自立し、安心して健康な生活が実現できるような社会づくり

子育て・生活支援

就業支援

養育費の確保

経済的支援

■ 子育て・生活支援

- ひとり親家庭等医療費助成事業(市町村のひとり親家庭に対する医療費給付費補助)
ひとり親家庭の18歳までの児童(養育者世帯の児童を含む)と、その父母の医療費を助成する。(ひとり親家庭の父母については、1医療機関ごと月1,000円の自己負担金)
- ひとり親家庭リフレッシュ支援事業
ひとり親家庭、養育者世帯が、県が指定する宿泊施設を利用した場合、宿泊費用の一部を補助
- 遺児等援護対策事業(市町村事業の補助)
事故、災害、遺棄、生死不明等により両親またはそのいずれかを失った世帯の児童を対象に、小中学校入学時、及び中学校卒時に、祝金(小・中学校入学時 7,000円 中学校卒業児 10,000円)を支給する。
- ひとり親家庭等日常生活支援事業
就職活動や疾病、学校行事等で一時的に保育ができない場合、支援員を派遣し、家事援助等を行う
- 母子自立支援員による支援
ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供や相談指導等の支援を関係機関と連携して行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。また、児童扶養手当の受給、母子父子寡婦福祉資金の貸付、養育費の確保などの経済上の諸問題に関する相談援助を行う。
- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業(修学資金)
ひとり親家庭の児童が、高等学校、大学等に修学するに当たって必要となる経費を貸付する。
- こどもサポートゼミ開催事業
ひとり親家庭等の児童(小学4年～中学3年)を対象に、学習講習会を開催し児童の学習支援を実施する。

■ 就業支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業(就業支援講習会等)
母子家庭の母等を対象に、一般、就労、法律相談、就業支援講習会等の自立に向けた就業支援を総合的に実施
- 母子自立支援プログラム策定事業
児童扶養手当受給者を対象に、面接相談により自立に向けた課題等を把握し、対象者の意向を考慮した自立目標、支援内容を設定する。
- 高等職業訓練促進給付費等補助事業
ひとり親家庭の親が養成機関において2年以上のカリキュラムを修業することが必要とされている資格を取得する際に、養成訓練の受講期間中の生活費の負担軽減を図るため、給付金を支給する。
- 自立支援教育訓練給付金事業
ひとり親家庭の親が雇用保険制度の教育訓練講座等を受講し、終了した受講経費の一部を給付する。
- ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
高等学校を卒業していないひとり親家庭の親が、高等学校卒業程度認定試験に合格するため、民間事業者などが実施する対策講座を受講した場合に、受講費用の一部について補助する。
- 母子自立支援員による支援
- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業(事業開始・継続資金)

■ 養育費の確保

- 母子自立支援員による支援
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業(法律相談)

■ 経済的支援

- 児童扶養手当
離婚などで父(母)と生計を同じくしていない児童を養育している母(父)または養育者に対し、生活の安定と自立の促進、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。
- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

第6節 女性保護

1 女性保護事業の概要

根拠法等

- ・ 売春防止法（昭和31年制定）
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年制定/16年・19年・25年改正）
- ・ 人身取引被害者行動計画（平成16年12月）→ 人身取引被害者行動計画2009（平成21年12月）
- ・ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年制定/25年改正）

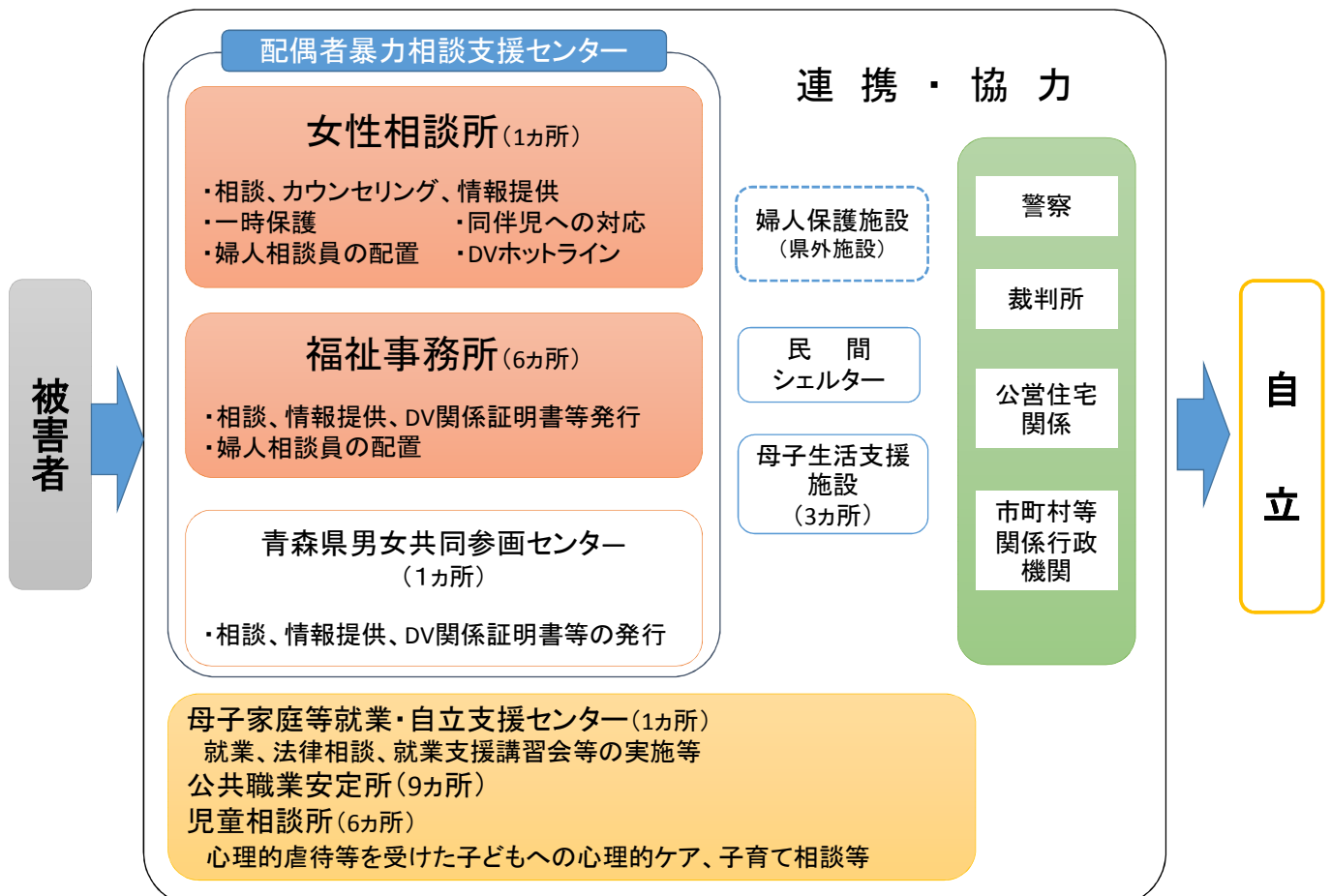
対象女性

- ・ 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ・ 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ・ 配偶者からの暴力を受けた者（事実婚を含む）
- ・ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつその問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ・ 人身取引被害者
- ・ ストーカー被害者

実施機関等

- ・ 女性相談所（一時保護所）
- ・ 配偶者暴力相談支援センター（福祉事務所）
- ・ 婦人相談員
- ・ 民間シェルター等

2 女性保護事業関係機関



3 DVの予防啓発

関係者間の連携強化

ODV防止対策推進会議

第3次青森県DV防止・被害者支援計画の目指す「配偶者からの暴力のない社会」の実現に向け、庁内関係課及び関係機関等との連携、調整を行う。

また、計画に基づき県、国機関、市町村等の関連事業の実施状況等を評価、公表し、効果的な施策の推進を図る。

○パンフレット等の作成、配布

DVに関する基礎知識、相談窓口等を盛り込んだパンフレット・リーフレットを作成し、県内の相談窓口等に配置して、DVに関する正しい理解を普及し、県民への意識啓発を行う。

パンフレット 印刷部数 3,500部 配付先：配偶者暴力相談支援センター、市町村等
リーフレット 印刷部数 20,000部 配付先：裁判所、ショッピングセンター、医療機関等

若年層への意識啓発

○ハートフルセミナーの開催

学校関係者等が暴力について正しく理解し適切に対応できる体制を構築するとともに、思春期の児童に思いやりの心を育み暴力の加害者にも被害者にもさせないための予防的取組として、中学生を対象として、参加型体験学習(ワークショップ形式・寸劇・ロールプレイ等)によるセミナーを実施。

実施後のアンケートでは、「理解できた」と回答した生徒の割合は、98.0%となっているほか、「分かりやすかった」、「コミュニケーションの取り方が理解できた」等の感想が寄せられている。

第1表 児童相談所相談件数

(単位：件)

年度	相談種別	養護相談	保健相談	肢体不自由児相談	視聴覚・言語障害相談	重症心身障害相談	知的障害相談	自閉症相談	ぐん犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	しつけ相談	その他の相談	計
22年度		1,132	6	105	280	15	1,451	38	98	94	286	75	59	28	339	4,006
23年度		1,126	1	102	257	17	1,451	28	90	72	355	80	72	41	220	3,912
24年度		1,258	2	92	91	36	1,304	30	113	74	335	61	77	43	181	3,697
25年度		1,312	7	48	67	15	1,321	22	113	65	304	78	96	42	275	3,765
26年度		1,371	3	44	32	10	1,219	83	97	59	279	91	74	27	199	3,588

※ 相談内容が2欄以上に該当するものは、主な相談のみに計上

第2表 児童虐待相談対応件数

(単位：件)

年度	種別相談	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
22年度		245	17	257	173	692
23年度		208	8	323	159	698
24年度		267	13	366	196	842
25年度		263	7	437	115	822
26年度		228	6	454	146	834

第3表 福祉事務所調査相談処理件数

(単位：件)

年度	処理別	社会福祉主事司の指導は	施設入所措置		権法22(2)4条の措置	又児童は相談通所への送等致	に児童よる相談調査所の完了嘱	あ他のせけん紹介に	そ相談の助他言	計
			助産施設	母子生活支援施設						
22年度		0	12	5	0	13	4	6	513	553
23年度		0	15	13	0	8	27	4	392	459
24年度		0	9	9	0	15	18	5	318	374
25年度		0	14	5	0	22	20	2	336	399
26年度		0	8	3	0	16	11	3	257	298

第4表 市町村虐待相談対応件数

(単位：件)

年度	種別相談	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
22年度		67	2	13	82	164
23年度		85	1	108	74	268
24年度		97	1	140	97	335
25年度		131	4	85	136	356
26年度		71	3	79	140	293

第5表 保育所設置状況

(各年度4月1日現在)

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
保育所数(か所)	469	470	469	468	341
定 員(人)	31,571	31,823	31,900	31,975	23,810

※平成27年4月1日子ども・子育て支援新制度施行

第6表 認定こども園認定状況(幼保連携型認定こども園)

(各年度4月1日現在)

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
施設数(か所)	3	4	4	4	119
定 員(人)	420	742	752	770	11,460

※平成27年4月1日子ども・子育て支援新制度施行

第7表 認定こども園認定状況(幼稚園型認定こども園)

(各年度4月1日現在)

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
施設数(か所)	7	12	15	16	22
定 員(人)	1,276	1,957	2,695	2,710	3,294

※平成27年4月1日子ども・子育て支援新制度施行

第8表 認定こども園認定状況(保育所型認定こども園)

(各年度4月1日現在)

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
施設数(か所)	0	1	1	3	17
定 員(人)	0	230	230	390	1,376

※平成27年4月1日子ども・子育て支援新制度施行

第9表 保育所運営費支払状況

(単位:円)

年度	市町村総額	徴 収 金	国庫負担基本額 (10/10)	負 担 区 分		
				国庫負担金 (5/10)	県負担金 (2.5/10)	市町村負担金 (2.5/10)
9	26,607,693,060	8,969,849,110	17,637,843,950	8,818,921,975	4,409,460,987	4,409,460,988
22	24,230,385,240	7,257,914,090	16,972,471,150	8,486,235,575	4,243,117,777	4,243,117,798
23	24,594,327,480	7,378,713,770	17,215,613,710	8,607,806,855	4,303,903,418	4,303,903,437
24	25,125,304,594	7,542,181,830	17,583,122,764	8,791,561,382	4,395,780,684	4,395,780,698
25	25,440,686,370	7,727,627,340	17,713,059,030	8,856,529,515	4,428,264,749	4,428,264,766
26	26,620,813,230	7,925,160,800	18,695,652,430	9,347,826,215	4,673,913,107	4,673,913,108

※平成26年度は見込。(青森市分については、中核市移行により平成18年10月分以降未計上。平成16年度から公立保育所分の市町村一般財源化により、私立分のみ計上。)

第10表 延長保育促進事業実施状況

年 度	9年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
市町村数	7	29	30	31	31	31
か所数	25	386	390	395	402	404

(中核市分含む)

第11表 一時預かり事業実施状況

年 度	9年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
市町村数	5	24	24	24	23	23
か所数	6	157	159	164	166	166

(中核市分を含む)

第12表 特定保育事業実施状況

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
市町村数	2	2	1	1	0
か 所 数	2	2	1	1	0

(中核市分を含む)

第13表 地域子育て支援拠点事業実施状況

年 度	9年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
市町村数	13	29	29	30	30	30
か 所 数	14	91	90	91	100	101

(中核市分を含む)

第14表 保育環境改善等事業実施状況

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
市町村数	0	1	0	0	0
か 所 数	0	1	0	0	0

(中核市分を含む)

第15表 休日保育事業実施状況

年 度	10年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
市町村数	6	16	18	19	20	20
か 所 数	9	86	98	107	113	117

(中核市分を含む)

第16表 病児・病後児保育事業実施状況

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
市町村数	6	7	9	10	10
か 所 数	9	12	15	16	16

(中核市分を含む)

第17表 ファミリー・サポート・センター事業実施状況

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
市町村数	6	6	6	6	6
会 員 数	3,468	3,800	3,949	4,191	4,159

(中核市分を含む)

第18表 保育料軽減事業実施状況

年 度	9年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
市町村数(か所)	全市町村	全市町村	全市町村	39市町村	全市町村	39市町村
対象児童数(人)	6,499	2,240	2,338	2,341	2,582	2,633
県補助額(円)	465,867,585	84,871,055	84,725,170	83,625,940	91,841,522	94,665,856

※ 平成8年10月から実施

第19表 保育士の育成の資格取得状況

(単位：人)

年 度	9年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
保育士試験	(5,314) 34	(5,736) 21	(5,772) 36	(5,837) 65	(5,867) 30	(5,934) 67
保育士養成所	(14,503) 433	(20,227) 368	(20,676) 449	(21,125) 449	(21,605) 480	(22,031) 426
計	(19,817) 467	(25,963) 389	(26,448) 485	(26,962) 514	(27,472) 510	(27,965) 493

※ () は累計

第20表 保育士養成所卒業者の就職分布状況

(単位：人)

年 度		14年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
就 職	県 内	327 (79.4%)	228 (56.9%)	320 (67.8%)	298 (60.8%)	297 (57.6%)	281 (61.6%)
	うち保育所	272 (66.0%)	172 (42.9%)	224 (47.5%)	195 (39.8%)	212 (41.1%)	177 (38.8%)
	県 外	32 (7.8%)	104 (25.9%)	86 (18.2%)	129 (26.3%)	158 (30.6%)	133 (29.2%)
	うち保育所	22 (5.3%)	57 (14.2%)	53 (11.2%)	85 (17.3%)	97 (18.8%)	94 (20.6%)
	計	359 (87.1%)	332 (82.8%)	406 (86.0%)	427 (87.1%)	455 (88.2%)	414 (90.8%)
未 就 職	53 (12.9%)	69 (17.2%)	66 (14.0%)	63 (12.9%)	61 (11.8%)	42 (9.2%)	
合 計	412 (100.0%)	401 (100.0%)	472 (100.0%)	490 (100.0%)	516 (100.0%)	456 (100.0%)	

※ 未就職には進学を含む。

第21表 里親委託の状況

年 度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
里 親	認定・登録里親（世帯）	108	116	120	121	122
	委託里親（世帯）	42	46	43	47	43
	委託率（％）	38.9	39.7	35.8	38.8	35.2
委託児童（人）		52	54	53	62	59

※ 平成26年度再掲 専門里親20人（委託児童4人）、親族里親5世帯（委託児童5人）

第22表 市郡別児童館・児童センター設置状況

(平成27年4月1日現在)

市 部		郡 部	
区分	設置数（か所）	区分	設置数（か所）
青森市	17 (1)	東津軽郡	1
弘前市	26 (9)	西津軽郡	0
八戸市	15 (9)	中津軽郡	0
黒石市	6 (2)	南津軽郡	2
五所川原市	0	北津軽郡	0
十和田市	0	下北郡	0
三沢市	9 (4)	上北郡	9 (3)
むつ市	3	三戸郡	4
つがる市	1		
平川市	2		
計	79 (25)	計	16 (3)
県 計			95 (28)

※ () 内は、児童センターの再掲

第23表 児童館・児童センターの利用状況（1日あたり）

区 分	9年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		
	人員 (人)	割合 (%)	人員 (人)	割合 (%)	人員 (人)	割合 (%)	人員 (人)	割合 (%)	人員 (人)	割合 (%)	人員 (人)	割合 (%)	
学 童	任意利用	809	21.5	282	7.6	246	6.7	217	5.8	298	7.6	406	10.3
	集団利用	2,167	57.7	3,179	85.5	3,219	87.4	3,293	88.7	3,432	87.8	3,350	85.0
	計	2,976	79.2	3,461	93.1	3,465	94.0	3,510	94.6	3,730	95.4	3,756	95.3
幼 児	任意利用	180	4.8	92	2.5	102	2.8	103	2.8	95	2.4	104	2.6
	集団利用	602	16.0	164	4.4	118	3.2	99	2.7	83	2.1	82	2.1
	計	782	20.8	256	6.9	220	6.0	202	5.4	178	4.6	186	4.7
合 計	3,758	100.0	3,717	100.0	3,685	100.0	3,712	100.0	3,908	100.0	3,942	100.0	

第24表 児童福祉法による児童遊園整備状況

(平成27年4月1日現在)

区 分	公 立	私 立	計
整 備 数	54	1	55

第25表 放課後児童健全育成事業の実施状況

(各年度4月1日現在)

年 度	8年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実施市町村数	18	30	30	32	32	32
ク ラ ブ 数 (国庫補助対象)	75	250	255	256	262	275

(中核市分を含む)

第26表 主任児童委員内容別相談・支援件数

(単位：件)

年 度	在 宅 福 祉	介 護 保 険	健 康 ・ 保 健 医 療	子 育 て ・ 母 子 保 健	子 ども の 地 域 生 活	子 学 ども 校 の 教 生 育 ・ 活 費	生 活 費	年 金 ・ 保 険	仕 事	家 庭 関 係	住 居	生 活 環 境	日 常 的 な 支 援	そ の 他	計
22 年 度	27	32	108	810	1,100	1,576	49	13	63	194	6	130	213	751	5,072
23 年 度	57	22	106	961	1,221	1,561	13	14	49	171	30	169	236	571	5,181
24 年 度	77	32	115	927	1,457	1,541	35	11	34	168	23	146	387	589	5,542
25 年 度	43	40	92	993	1,295	1,131	31	10	35	167	9	144	284	436	4,710
26 年 度	36	39	63	876	1,073	948	30	7	37	126	15	128	165	426	3,969

第27表 主任児童委員分野別相談・支援件数

(単位：件)

年 度	高 齢 者 に 関 する 事 項	障 害 者 に 関 する 事 項	子 ども に 関 する 事 項	そ の 他	計
22 年 度	281	138	3,785	868	5,072
23 年 度	398	137	3,986	660	5,181
24 年 度	482	121	4,200	739	5,542
25 年 度	389	120	3,531	670	4,710
26 年 度	294	69	3,068	538	3,969

第28表 青森県子ども家庭支援センター総合相談件数

(単位：件)

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
電話相談	264	210	202	190	173	
一般相談	養護	3	3	5	7	4
	保健	28	23	11	12	16
	心身障害	1	0	4	1	1
	非行	0	0	0	4	0
	育成	86	86	79	92	59
	一般(大人)	70	46	84	61	79
	その他	76	52	19	13	14
面接相談	16	20	127	101	49	
計	280	230	329	291	222	

第29表 児童手当の月額及び費用負担

	支給対象児童	手当月額	費用負担
児童手当	0歳から中学校修了前	○0歳以上3歳未満 1万5千円 ○3歳以上小学校修了前 第1子・第2子 1万円 第3子以降 1万5千円 ○中学生 1万円 ○特例給付 5千円	○0歳から3歳未満 被用者：国37/45(事業主含む)・県4/45・市町村4/45 非被用者：国2/3・県1/6・市町村1/6 ○3歳以上小学校修了前 第1子・第2子：国4/6・県1/6・市町村1/6 第3子以降：国4/6・県1/6・市町村1/6 ○中学生：国4/6・県1/6・市町村1/6 ○特例給付：国4/6・県1/6・市町村1/6

第30表 平成26年度児童手当支給状況

区 分	受給者数(人)	児童数(人)	支給総額(千円)
0歳から3歳未満	84,662	21,569	18,154,075
3歳以上小学校修了前		84,059	
(再掲)第3子以降		10,244	
中 学 生		31,181	
特 例 給 付	2,116	3,716	201,775
計	86,778	150,769	18,355,850

第31表 母子自立支援員年度別相談指導状況

(単位：件)

相 談 内 容		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
生活一般	住 宅	50	29	34	21	14
	医 療	119	68	59	36	76
	家 庭 紛 争	39	24	31	24	31
	就 職	856	474	499	412	489
	結 婚	1	3	4	0	0
	そ の 他	738	763	678	614	783
	計	1,803	1,361	1,305	1,107	1,393
児 童	養 育	123	81	68	122	42
	教 育	169	191	108	91	70
	非 行	3	1	2	0	2
	就 職	67	65	40	18	11
	そ の 他	27	33	27	32	64
	計	389	371	245	263	189
生活支援	母子父子寡婦福祉資金	5,529	6,003	5,522	5,691	5,790
	公 的 年 金	11	12	6	1	3
	児 童 扶 養 手 当	318	321	267	70	63
	生 活 保 護	59	49	33	29	16
	税	15	16	15	6	11
	そ の 他	295	350	301	33	86
	計	6,227	6,751	6,144	5,830	5,969
その他	売 店 設 置	—	—	—	—	—
	た ば こ 販 売	—	—	—	—	—
	母子世帯向公営住宅 (母子及び寡婦福祉法 第27条)	7	1	3	0	0
	母子福祉施設の利用	2	2	6	3	2
	母子生活支援施設(児 童福祉法第38条)	16	16	8	6	4
	計	25	19	17	9	6
合 計	8,444	8,502	7,711	7,209	7,557	

※平成22年度からは従来の母子家庭・寡婦に加え、父子家庭も対象となっている。(母子父子寡婦福祉資金を除く)

母子父子福祉資金の父子に対する貸付は平成26年度分からとなっている。

第32表 母子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	件	件	件	件	件
貸付件数	828	785	731	657	599
貸付金額	356,456	328,914	314,185	295,985	265,883

第33表 母子福祉資金種類別貸付状況

(単位：千円)

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
事 業 開 始	—	—	—	—	—
事 業 継 続	—	—	—	—	—
修 学	285,768	262,105	246,500	237,764	228,702
技 能 習 得	4,506	7,388	6,510	5,285	1,695
修 業	7,925	7,700	8,136	7,296	6,290
就 職 支 度	370	280	100	400	200
医 療 介 護	—	—	—	—	—
生 活	10,485	9,344	8,671	11,455	3,508
住 宅	—	—	1,500	—	—
転 宅	549	—	436	—	170
就 学 支 度	46,853	42,097	42,332	33,785	25,318
結 婚	—	—	—	—	—
児 童 扶 養	—	—	—	—	—
特例児童扶養	—	—	—	—	—

第34表 父子福祉資金貸付状況

年 度	26年度
	件
貸付件数	6
貸付金額	1,895

第35表 父子福祉資金種類別貸付状況

年 度	26年度
事 業 開 始	—
事 業 継 続	—
修 学	65
技 能 習 得	—
修 業	—
就 職 支 度	100
医 療 介 護	—
生 活	—
住 宅	—
転 宅	—
就 学 支 度	1,730
結 婚	—
児 童 扶 養	—
特例児童扶養	—

第36表 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	件	件	件	件	件
貸付件数	13	7	12	6	10
貸付金額	7,600	4,740	992	3,972	6,735

第37表 寡婦福祉資金種類別貸付状況

(単位：千円)

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
事業開始	—	—	—	—	—
事業継続	—	—	—	—	—
修学	5,640	2,685	612	3,592	6,184
技能習得	—	—	—	—	—
修業	1,270	2,055	—	—	201
就職支度	—	—	—	—	—
療養	—	—	—	—	—
生活	—	—	—	—	—
住宅	—	—	—	—	—
転宅	—	—	—	—	—
就学支度	690	—	380	380	350
結婚	—	—	—	—	—

第38表 児童扶養手当支給月額

(平成27年4月以降)

手当支給月額	
全部支給	子 1人 42,000円
	2人 47,000円
	3人以降 3,000円 ずつ加算
一部支給 停止	子 1人 41,990円 ～9,910円 (所得額に応じて10円刻み)
	2人 46,990円 ～14,910円 (所得額に応じて10円刻み)
	3人以降 3,000円 ずつ加算

第39表 児童扶養手当の受給状況

年 度	10年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
認定請求書受付	件	件	件	件	件	件	
受付件数	1,725	958	439	430	386	364	
認定件数	1,690	936	424	425	371	357	
未処万件数	73	8	9	1	8	0	
却下件数	23	14	6	4	7	7	
総支給額	5,435,935,626円	1,594,717,540円	1,739,312,770円	1,732,918,000円	1,694,897,390円	1,629,565,870円	
受給世帯該当事由	受給者総数	10,401人	3,620人	3,644人	3,597人	3,461人	3,383人
	世帯						
	母子世帯						
	生別母子世帯	9,136	2,707	2,701	2,653	2,552	2,512
	死別母子世帯	182	41	39	34	30	33
	遺棄世帯	114	9	4	6	6	5
	未婚の母子世帯	901	281	289	287	297	288
	障害者世帯	66	13	23	21	20	18
	父子世帯	0	426	440	454	411	389
	生別父子世帯	0	43	39	37	34	36
	死別父子世帯	0	43	39	37	34	36
	遺棄世帯	0	2	3	4	2	3
	未婚の父子世帯	0	4	3	6	4	2
障害者世帯	0	3	6	2	6	9	
その他の世帯	2	91	97	93	99	88	
受給対象児童数	15,704	5,367	5,385	5,292	5,075	4,913	

第40表 特別児童扶養手当支給月額

(平成27年4月以降)

等級	区分	1人につき
1	級	月 51,100円
2	級	月 34,030円

第41表 特別児童扶養手当の受給状況

年 度		10年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
認定請求書受付状況	受 付 件 数	278	420	355	390	395	365	
	認 定 件 数	273	394	313	358	388	359	
	未 処 理 件 数	21	24	37	27	0	0	
	却 下 件 数	14	2	5	5	7	6	
総 支 給 額		996,938,060円	1,262,050,700円	1,313,718,720円	1,350,210,130円	1,387,557,090円	1,411,545,040円	
手当支給状況	受給者総数	1,880人	2,562人	2,635人	2,719人	2,835人	2,841人	
	対象児童数	1,905人	2,645人	2,729人	2,831人	2,967人	2,973人	
	内 訳	外 部 障 害	524	533	539	544	543	511
		知 的 障 害	1,080	1,485	1,570	1,610	1,675	1,684
		その他の精神障害	27	273	276	340	414	468
		内 部 障 害	257	323	318	318	312	291
合 併 障 害		17	31	26	19	23	19	

第42表 就業支援講習会受講状況（実人員）

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
区 分					
実 人 員	70人	65人	62人	56人	69人

第43表 遺児等援護対策事業補助金額

(単位：千円)

年 度		10年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
入学祝金	小学校	2,930	259	182	200	207	182
	中学校	4,735	697	630	644	598	564
卒業祝金(中学校)		8,675	1,515	1,205	1,490	1,300	1,170
激 励 金 品		7,082	—	—	—	—	—
計		23,422	2,471	2,017	2,334	2,105	1,916

第44表 母子家庭等介護人派遣日数状況

(単位：日)

年 度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
派遣延日数	母子家庭	60	55	51	27	5
	父子家庭	0	0	11	0	0
	寡 婦	0	0	9	0	0
	計	60	55	71	27	5

第45表 ひとり親家庭等医療費助成事業状況

年 度	対 象 者 数			支給件数合計	支 給 額	補助金額
	母	父	児 童			
	人	人	人	件	千円	千円
平成22年度	18,326	1,880	29,093	354,457	823,725	410,750
平成23年度	17,923	2,139	29,186	384,623	897,457	445,903
平成24年度	18,032	2,169	29,047	395,926	915,671	457,357
平成25年度	17,761	2,133	28,821	394,905	904,290	451,324
平成26年度	17,368	2,016	27,952	396,339	943,318	469,229

第46表 女性相談所経路別相談受付状況

(単位:件)

区分	年度	経路 総数	本人 自身	警察 関係	法務 関係	他の 婦人 相談 所	福祉 事務 所	その 他	福祉 相談 機関	縁 故 者 ・ 知 人 等	その 他 (医療・ 教育 機関 含)
総 数	22年度	2,191 103%	1,828 86.0%	37 1.7%	2 0.1%	6 0.3%	95 4.5%	52 2.4%	126 5.9%	45 2.1%	
	23年度	2,379 112%	2,061 96.9%	37 1.7%	4 0.2%	8 0.4%	82 3.9%	41 1.9%	98 4.6%	48 2.3%	
	24年度	2,126 100%	1,811 85.2%	42 2.0%	3 0.1%	13 0.6%	85 4.0%	42 2.0%	102 4.8%	28 1.3%	
	25年度	2,137 100%	1,821 85.2%	49 2.3%	12 0.6%	10 0.5%	76 3.5%	51 2.4%	86 4.0%	32 1.5%	
	26年度	2,033 100%	1,760 86.6%	37 1.8%	2 0.1%	20 1.0%	86 4.2%	50 2.5%	62 3.0%	16 0.8%	
	女性 相談 所	22年度	1,089 49.7%	932	24	0	0	31	5	83	14
23年度	1,489 62.6%	1,327	29	2	0	30	11	73	17		
24年度	1,260 59.3%	1,085	36	1	1	40	19	73	5		
25年度	1,313 61.4%	1,138	43	8	0	30	21	53	20		
26年度	1,401 68.9%	1,257 61.8%	29 1.4%	1 0.0%	0 0.0%	40 2.0%	20 1.0%	45 2.2%	9 0.4%		
婦 人 相 談 員	22年度	1,102 50.3%	896	13	2	6	64	47	43	31	
	23年度	1,102 46.3%	911	8	2	8	61	32	42	38	
	24年度	1,053 49.5%	884	8	3	12	56	28	39	23	
	25年度	970 45.4%	812	8	5	10	53	33	13	36	
	26年度	824 40.5%	651 32.0%	17 0.8%	1 0.0%	20 1.0%	63 3.1%	39 1.9%	25 1.2%	8 0.4%	

(注) 女性相談所の婦人相談員(2人)の件数は、両方に計上している。

第47表 女性相談所形態別受付状況

(単位:件)

区分	女 性 相 談 所			婦 人 相 談 員		
	計	面 接 相 談	電 話 相 談	計	面 接 相 談	電 話 相 談
22年度	1,089 100.0%	38 3.5%	1,051 96.5%	1,102 100.0%	648 58.8%	454 41.2%
23年度	1,277 100.0%	48 3.8%	1,229 96.2%	1,102 100.0%	651 59.1%	451 40.9%
24年度	1,073 100.0%	43 4.0%	1,030 96.0%	1,053 100.0%	618 58.7%	435 41.3%
25年度	1,167 100.0%	38 3.3%	1,129 96.7%	970 100.0%	579 59.7%	391 40.3%
26年度	1,401 100.0%	114 8.1%	1,287 91.9%	824 100.0%	511 62.0%	313 38.0%

第48表 女性相談所相談処理状況

(単位：件)

区分	年度	就 職 自 営	結 婚	帰 宅	福 祉 事 務 所 等 へ 移 送	婦 人 相 談 員 へ 移 送	婦 人 相 談 員 へ 移 送	婦 人 相 談 員 へ 移 送	そ の 他 の 機 関 へ 移 送	助 言 指 導	そ の 他	計
相談所	22年度	1		5						1,065	18	1,089
	23年度			8					6	1,245	16	1,275
	24年度			12					4	1,040	19	1,075
	25年度			6					5	1,134	22	1,167
	26年度	1		8	2				1	1,180	12	1,204
相談員	10年度	11		4	29			1	17	1,151	22	1,235
	20年度	5					9		6	2,192	11	2,223
	22年度			2			5		3	1,075	18	1,103
	23年度				1	15			4	1,069	12	1,101
	24年度			4		16			1	1,007	26	1,054
	25年度					11				953	6	970
	26年度	3	1	11	1	14			4	762	31	827

※相談処理件数には、前年度からの継続相談分を含むため、受付件数とは一致しない。

第49表 女性相談所入所の理由状況

(単位：件)

区分	年度	本人の問題							家族の問題					その他					
		生活困窮	借入金・金	未婚の母	交不純異遊性	男女問題	な住し先	そ の 他	計	・夫の酒乱力	の 問 題	離 婚 問 題	問 子 も の	家 庭 不 和	問 親 ・ 親 族 の	計	住 居 問 題	暴 交 際 相 手 力 の	計
22年度	25						5	1	6	17			2			19			0
23年度	37					1	6		7	22			1		1	24		6	6
24年度	38						3	1	4	30			1		1	32		2	2
25年度	32						3		3	21			1			22	1	6	7
26年度	40						8	1	9	17		1	3		6	27		4	4

第50表 女性相談所退所状況

(単位：件)

処理別	就自営又職は	帰宅	帰郷	所福へ社移事務	へ人相移談の送所婦	へ関他の係の移機福送関社	移病院送へ	転居	そ の 他	合 計
22年度	1	7	7	2				8		25
23年度		8	5	8				13		34
24年度		15	14	3			1	5		38
25年度		6	11	5			1	7	2	32
26年度	1	13	9	6			2	7		38

第51表 配偶者暴力相談支援センター相談状況

(単位：件)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
女 性	684	738	708	735	714
男 性	5	6	7	12	6
総 件 数	689	744	715	747	720

第52表 DV予防啓発ハートフルセミナー実施状況

区 分	実施回数	受講者数
平成22年度	6校6回	311人
平成23年度	6校6回	531人
平成24年度	6校6回	359人
平成25年度	6校6回	338人
平成26年度	6校6回	350人

第53表 乳児死亡数及び死亡率

死亡率(出生千対)

区 分	青 森 県						全 国					
	乳 児		新 生 児		周 産 期		乳 児		新 生 児		周 産 期	
	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
平成10年	49	3.6	28	2.1	84	6.1	4,380	3.6	2,353	2.0	7,447	6.2
平成22年	21	2.2	12	1.2	39	4.0	2,450	2.3	1,167	1.1	4,515	4.2
平成23年	23	2.4	8	0.8	40	4.2	2,463	2.3	1,147	1.1	4,315	4.1
平成24年	24	2.6	15	1.6	38	4.1	2,298	2.2	1,064	1.0	4,134	4.0
平成25年	14	1.5	6	0.7	26	2.8	2,185	2.1	1,026	1.0	3,863	3.7
平成26年	17	1.9	9	1.0	28	3.2	2,081	2.1	952	0.9	3,744	3.7

※ 周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の早期新生児死亡を合わせたものをいう。

※ 人口動態統計による。(平成26年は概数)

第54表 妊産婦死亡

区 分	青 森 県				全 国			
	出 産 数		死 亡 数	死 亡 率 (出産10万対)	出 産 数		死 亡 数	死 亡 率 (出産10万対)
	出生数	死産数			出生数	死産数		
平成10年	13,594	498	0	0.0	1,203,149	38,988	89	7.2
平成22年	9,711	283	2	20.0	1,071,304	26,560	45	4.1
平成23年	9,531	256	0	0.0	1,050,806	25,751	41	3.8
平成24年	9,168	260	1	10.6	1,037,231	24,800	42	4.0
平成25年	9,126	239	0	0.0	1,029,800	24,093	41	3.9
平成26年	8,853	250	1	11.0	1,003,532	23,515	33	3.2

※ 人口動態統計による。(平成26年は概数)

第55表 妊婦健康診査委託

区 分	妊娠届出数	委託診査延件数
平成10年度	13,449	26,315
平成22年度	9,615	118,314
平成23年度	9,417	114,781
平成24年度	9,329	113,006
平成25年度	9,268	111,947
平成26年度	8,724	119,797

第56表 乳児健康診査委託

区 分	出生数	委託診査延件数	精密健康診査数実人員
平成10年度	13,595	17,802	436
平成22年度	9,711	16,189	462
平成23年度	9,531	15,702	417
平成24年度	9,168	15,451	331
平成25年度	9,126	15,488	349
平成26年度	8,853	13,262	383

※ 出生数は暦年、平成26年は概数

第57表 乳幼児集団健康診査

区 分	受診延人数
平成10年度	15,383
平成22年度	8,738
平成23年度	8,499
平成24年度	7,544
平成25年度	7,500
平成26年度	7,477

第58表 1歳6か月児健康診査

区 分	対象者数(A)	受診者数(B)	受診率(B)/(A) (%)	精密検診受診者数
平成22年度	9,653	9,204	95.3	186
平成23年度	9,844	9,597	97.5	196
平成24年度	9,710	9,388	96.7	190
平成25年度	9,329	9,000	96.5	180
平成26年度	9,060	8,844	97.6	220

第59表 3歳児健康診査

区 分	対象者数(A)	受診者数(B)	受診率(B)/(A) (%)	精密検診受診者数
平成22年度	10,248	9,779	95.4	2,741
平成23年度	10,381	9,889	95.3	2,815
平成24年度	9,776	9,455	96.7	2,876
平成25年度	9,756	9,405	96.4	2,690
平成26年度	9,774	9,424	96.4	2,447

第60表 妊産婦・新生児訪問指導

区 分	新 生 児		妊 産 婦	
	訪 問 件 数		訪 問 件 数	
	実 人 員	延 人 員	実 人 員	延 人 員
平成10年度	5,127	5,313	9,885	10,440
平成22年度	3,374	3,612	8,583	9,475
平成23年度	3,608	3,910	9,198	10,607
平成24年度	3,747	4,087	8,942	10,535
平成25年度	3,854	4,250	8,828	10,112
平成26年度	3,674	4,184	8,612	10,163

第61表 低出生体重児訪問指導

区 分	低出生体重児数(A)	訪 問 件 数		訪問指導率 (B)/(A) (%)
		実 人 員(B)	延 件 数	
平成22年度	922	687	786	74.5
平成23年度	900	710	877	78.9
平成24年度	871	691	844	79.3
平成25年度	852	737	875	86.5
平成26年度	768	663	828	86.3

※ 低出生体重児数は暦年、平成26年は概数

第62表 先天性代謝異常検査状況

区 分	検査委託 件数	正 常	疑 陽 性	疾 患 別 検 査 結 果					
				アミノ酸代謝異常		有機酸代謝異常		脂肪酸代謝異常	
				要 精 検	(再掲)陽性	要 精 検	(再掲)陽性	要 精 検	(再掲)陽性
平成25年度	10,487	10,408	70	5	0	4	0	0	0
平成26年度	10,303	10,181	56	3	1	1	1	1	1

第63表 ガラクトース血症検査状況

区 分	検査委託件数	検 査 結 果			
		正 常 擬 陽 性	要 精 検	(再掲) 陽性	
平成25年度	10,466	10,415	46	5	0
平成26年度	10,295	10,189	50	3	0

第64表 先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）検査状況

区 分	検査委託件数	検 査 結 果			
		正 常 擬 陽 性	要 精 検	(再掲) 陽性	
平成10年度	15,328	15,090	234	4	4
平成22年度	11,218	11,027	187	4	4
平成23年度	10,923	10,751	165	7	7
平成24年度	10,556	10,411	140	5	5
平成25年度	10,579	10,396	160	23	5
平成26年度	10,404	10,080	149	13	4

第65表 先天性副腎過形成症検査状況

区 分	検査委託件数	検 査 結 果			
		正 常 擬 陽 性	要 精 検	(再掲) 陽性	
平成10年度	15,128	15,101	21	6	—
平成22年度	11,073	11,007	43	23	1
平成23年度	10,797	10,740	34	23	0
平成24年度	10,458	10,394	41	23	1
平成25年度	10,568	10,392	157	19	0
平成26年度	10,390	10,094	140	8	1

第66表 小児慢性特定疾患治療研究事業給付状況

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
悪性新生物	171	158	163	143	122
慢性腎疾患	74	85	86	80	82
慢性呼吸器疾患	31	31	28	27	24
慢性心疾患	190	189	224	228	226
内分泌疾患	245	253	244	226	228
膠原病	100	86	95	93	78
糖尿病	74	74	78	101	77
先天性代謝異常	38	31	28	36	38
血友病等血液・免疫疾患	42	47	42	37	36
神経・筋疾患	37	41	44	58	42
慢性消化器疾患	31	32	36	36	34
計	1,033	1,027	1,068	1,065	987

※平成27年1月より制度が改正されたため、平成26年度は平成26年12月までの人数。

第67表 小児慢性特定疾病医療費給付状況

区 分	平成26年度
	人
悪性新生物	77
慢性腎疾患	58
慢性呼吸器疾患	17
慢性心疾患	136
内分泌疾患	142
膠原病	26
糖尿病	66
先天性代謝異常	24
血液疾患	24
免疫疾患	2
神経・筋疾患	32
慢性消化器疾患	27
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	1
皮膚疾患	0
計	632

※平成27年1月より制度が改正されたため、平成26年度は平成27年1月～3月までの人数。
 なお、第66表の平成26年度人数と重複している者いる。

第68表 療育相談実施状況・医療相談（被指導延人員）

区 分	総 数	要 治 療			治 療 不 能	治 療 不 要
		肢体不自由児施設入所	育成医療	そ の 他		
平成22年度	236	0	0	31	2	203
平成23年度	222	0	0	27	0	195
平成24年度	216	0	0	32	0	184
平成25年度	163	1	0	5	0	157
平成26年度	161	0	0	16	0	145

第69表 乳幼児はつらつ育成事業費補助実施状況

	給 付 件 数	補 助 金 額
平成22年度	672,585件	605,594千円
平成23年度	712,102件	635,542千円
平成24年度	712,427件	621,261千円
平成25年度	698,975件	593,680千円
平成26年度	756,902件	610,159千円

※ 県内39市町村で実施

第70表 女性健康支援事業実績

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
実人員	人 183	人 76	人 88	人 57	人 67	
延人員	248	95	113	61	69	
相談内容	思春期女子の健康相談	1	0	2	1	0
	妊娠・避妊に関する相談	3	0	2	0	0
	不妊に関する相談	223	84	104	54	58
	メンタルケア	1	1	0	0	3
	婦人科疾患、更年期障害に関する相談	15	7	3	2	2
	そ の 他	5	3	2	4	6
計	248	95	113	61	69	

表7-1表 不妊専門相談センター事業実績

		平成17年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延相談件数		22 件	(15) 28 件	(20) 26 件	(28) 39 件	(38) 62 件	(42) 60 件
他院への紹介件数		3	(0) 3	(0) 0	(0) 8	(0) 18	(0) 14
相談内容 (延件数)	不妊治療を受けるか否かに関する相談	4	(0) 3	(2) 2	(0) 4	(4) 10	(0) 3
	不妊診断・治療方法	18	(12) 21	(14) 19	(25) 32	(18) 33	(28) 39
	不妊治療による副作用	0	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	不妊治療に要する費用	0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(1) 2	(1) 1
	その他	0	(3) 3	(4) 5	(3) 3	(15) 17	(13) 17
	計	22	(15) 28	(20) 26	(28) 39	(38) 62	(42) 60

() 内はメール相談の再掲

第7-2表 特定不妊治療費助成事業実施状況

	助成件数	体外受精	顕微授精	凍結胚移植	助成額
平成22年度	464件	166件	125件	90件	63,162千円
平成23年度	499件	152件	118件	109件	67,829千円
平成24年度	665件	189件	134件	194件	89,487千円
平成25年度	718件	232件	135件	259件	89,936千円
平成26年度	776件	266件	130件	271件	99,200千円